令和７年度　第１２回　浜松市中央区協議会西地域分科会

日時：令和８年３月４日（水）
午後１時３０分 ～ ３時（予定）
会場：西行政センター３階 大会議室

次　　第

１　開会

２　会長あいさつ

３　区長あいさつ

４　中央区協議会（代表会）からの連絡事項について　☞ 別冊資料

５　議事

（１）【協議事項第１７号】馬郡運動広場の有料化について　☞ 資料１(P.１)
（２）【協議事項第１８号】浜松市新型インフルエンザ等対策行動計画（改定案）のパブリック・コメントの実施について　☞ 資料２(P.３)
（３）【協議事項第１９号】令和８年度 地域力向上事業（市民提案による住みよい地域づくり助成事業）の提案について　☞ 資料３(P.１５)
（４）【報告事項第３号】令和８年度 地域力向上事業（市民提案による住みよい地域づくり助成事業）（少額助成等事業）の選考結果について　☞ 資料４(P.４３)

６　地域課題の意見交換
（１）崖地に近接する公共施設等の安全性について ☞ 資料５(P.５３)　資料６(P.５５)
（２）災害備蓄について ☞ 資料７(P.５７)　資料８(P.５９)

７　閉会

次回の開催について
令和８年３月３０日（月）午後１時３０分～　　西行政センター ３階 大会議室

資料 1

第９号様式

区　協　議　会

区　　分	□諮問事項　■協議事項　□報告事項				
件　　名	馬郡運動広場の有料化について				
事業の概要 （背景、経緯、現状、課題等）	１背景・現状 ・昭和 59 年供用開始、利用料金は無料。 ・主な利用者は小学生のソフトボールやサッカー団体。隣接の湖南高校サッカー部は年間を通じて利用している。 ２課題 ・施設供用開始から 42 年が経過し、トイレやバックネットなどの設備の改修費が増加。 ・施設北側ふれあい交流センター湖南敷地への飛球により、物損被害が発生し、安全対策にかかる設備投資が必要。 ３施設概要 ・住所　中央区馬郡町 3785 番地の１（湖南高校の東側） ・規模　グラウンド約 15,000 ㎡ 　　サッカー1 面、小学生ソフトボール４面 ・管理　指定管理者（浜松市スポーツ協会グループ） ・実績　利用者数　R6:39,474 人（R5:39,173 人） ４参考（雄踏グラウンド） 約 13,000 ㎡、利用者数　R6:30,518 人（R5:31,762 人） 利用料金　１面につき２時間 820 円 ※同種施設との料金差異の解消のため、令和９年４月から１面につき２時間 1,230 円へ改定予定				
対象の区協議会	西地域分科会				
内　　容	１有料化区分 グラウンド（駐車場は無料） ２料金設定 １面につき２時間 1,230 円 ※同種同規模の雄踏グラウンドと同額 ３時期 令和９年４月から ※次期指定管理者更新を機に実施				
備　考 （答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など）	令和８年５月の市議会定例会において、浜松市運動広場条例の一部改正を提案予定				
担当課	スポーツ振興課	担当者	鈴木一隆	電話	457-2421

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

資料 2

第９号様式

<table>
<tr><td>区　　分</td><td colspan="5">□諮問事項　　■協議事項　　□報告事項</td></tr>
<tr><td>件　　名</td><td colspan="5">浜松市新型インフルエンザ等対策行動計画（改定案）のパブリック・コメントの実施について</td></tr>
<tr><td>事業の概要
（背景、経緯、
現状、課題等）</td><td colspan="5">○背景・経緯
・浜松市新型インフルエンザ等対策行動計画（市行動計画）は平成 26(2014)年３月に策定した。
・新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、令和６(2024)年７月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画、令和７(2025)年３月に静岡県新型インフルエンザ等対策行動計画が全面改定されたことを受け、市行動計画の改定を行う。</td></tr>
<tr><td>対象の区協議会</td><td colspan="5">中、東、西、南、北、浜北地域分科会・天竜区協議会</td></tr>
<tr><td>内　　容</td><td colspan="5">・改定案について説明するもの。なお、区協議会でいただいた意見は、パブリック・コメントの意見として取り扱う。
・本計画は、新型インフルエンザ等による感染症危機が発生した際、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるよう、市としての平時の準備や感染症発生時の対策内容を示すもの。
・発生した感染症の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう発生段階、対策項目ごとに具体的な対策の選択肢を定めた。
【改定のポイント】
<table><tr><th>記載項目</th><th>改定後</th></tr><tr><td>対象とする感染症</td><td>新型コロナウイルス感染症、新型インフルエンザ以外の呼吸器感染症も念頭に記載を充実</td></tr><tr><td>発生段階</td><td>準備期→初動期→対応期（3段階）
＊準備期の取り組みを充実</td></tr><tr><td>対策項目</td><td>13項目　＊<u>下線</u>は、新規追加項目
①実施体制、②情報収集<u>・分析</u>、③サーベイランス、④情報提供・共有、<u>リスクコミュニケーション</u>、⑤<u>水際対策</u>、⑥まん延防止、⑦<u>ワクチン</u>、⑧医療、⑨<u>治療薬・治療法</u>、⑩<u>検査</u>、⑪<u>保健</u>、⑫<u>物資</u>、⑬市民生活及び市民経済の安定の確保</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>備　考
（答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など）</td><td colspan="5">・意見募集期間：令和８年３月 16 日～４月 16 日
・市の考え方公表、策定・公表：令和８年６月</td></tr>
<tr><td>担当課</td><td>保健総務課</td><td>担当者</td><td>木谷　朋子</td><td>電話</td><td>453-6126</td></tr>
</table>

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

浜松市新型インフルエンザ等対策行動計画（改定案）に対するご意見をお待ちしています！

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。
浜松市では、平成１５年４月から、この制度を導入しています。

１．「浜松市新型インフルエンザ等対策行動計画（改定案）」とは

新型インフルエンザ等による感染症危機が発生した際、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるよう、市としての平時の準備や感染症発生時の対策内容を示すものです。

なお、本計画は、新型インフルエンザ等対策政府行動計画及び静岡県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき策定しているため、今回、これらの全面改定を受けて改定を行います。

２．案の公表期間及び意見募集期間

令和８年３月１６日（月）～令和８年４月１６日（木）

３．案の公表先

保健総務課、市政情報室、区役所、行政センター、支所、協働センター、ふれあいセンター、中央図書館、市民協働センター（中央区中央一丁目）、パブコメ PR コーナー（市役所本館１階ロビー）にて配布

浜松市ホームページ（https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp）に掲載
【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

４．意見の提出方法

意見書には、**住所※、氏名または団体名※、電話番号を記入**して、次のいずれかの方法で提出してください。

※住所および氏名または団体名が未記入の意見には、本市の考え方は示しません。

・個人情報は、本事業においてのみ使用することとし、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理します。

（意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。）

①直接持参	保健総務課（保健所３階）まで書面で提出
②郵便【はがき、封書】（最終日の消印有効）	〒４３２－８５５０ 浜松市中央区鴨江二丁目１１番２号保健総務課あて
③電子メール	hokenk@city.hamamatsu.shizuoka.jp
④ＦＡＸ	０５０－３５３５－５９４５（保健総務課）

５．寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和８年６月に公表します。公表先は案の公表先と同じです。

６．問い合わせ先

健康福祉部保健総務課（ＴＥＬ　０５３－４５３－６１２６）

下記の資料をご覧のうえ、ご意見をお寄せください

●パブリック・コメント実施案件の概要
●意見提出様式（参考）
●浜松市新型インフルエンザ等対策行動計画（改定案）＜概要版＞
●浜松市新型インフルエンザ等対策行動計画（改定案）
第１部　新型インフルエンザ等対策措置法と行動計画・・・Ｐ　２
第２部　新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針
・・・Ｐ　６
第３部　新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組
・・・Ｐ　２７
参考資料　・・・Ｐ　８４

パブリック・コメント実施案件の概要

<table>
<tr><td>**案件名**</td><td>浜松市新型インフルエンザ等対策行動計画（改定案）</td></tr>
<tr><td>**趣旨・目的**</td><td>・新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）に基づき、新型インフルエンザ等による感染症危機発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるよう、平時の準備や感染症発生時の対策内容を示すものです。</td></tr>
<tr><td>**策定（見直し）に至った背景・経緯**</td><td>・浜松市新型インフルエンザ等対策行動計画（市行動計画）は平成26(2014)年３月に策定しました。
・新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、令和６(2024)年７月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画（政府行動計画）、令和 7(2025)年３月に静岡県新型インフルエンザ等対策行動計画（県行動計画）が全面改定されたことを受け、市行動計画の改定を行うものです。</td></tr>
<tr><td>**立案した際の実施機関の考え方及び論点**</td><td>・以下の３点を基本的な考え方として改定しています。
① 感染症危機に対応できる平時からの体制作り
② 市民生活及び社会経済活動への影響の軽減
③ 基本的人権の尊重</td></tr>
<tr><td>**案のポイント（見直し事項など）**</td><td>・発生した感染症の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう発生段階、対策項目ごとに具体的な対策の選択肢を定めました。
<table>
<tr><th>記載項目</th><th>改定後</th></tr>
<tr><td>対象とする感染症</td><td>**新型コロナウイルス感染症、新型インフルエンザ以外の呼吸器感染症も念頭に**記載を充実</td></tr>
<tr><td>発生段階</td><td>**準備期**→初動期→対応期（3段階）
＊準備期の取り組みを充実</td></tr>
<tr><td>対策項目</td><td>**13項目**　＊下線は、新規追加項目
①実施体制、②情報収集**・分析**、③サーベイランス、④情報提供・共有、**リスクコミュニケーション**、⑤**水際対策**、⑥まん延防止、⑦**ワクチン**、⑧医療、⑨**治療薬・治療法**、⑩**検査**、⑪**保健**、⑫**物資**、⑬市民生活及び市民経済の安定の確保</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>**関係法令・上位計画など**</td><td>・関係法令：新型インフルエンザ等対策特別措置法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等
・上位計画：政府行動計画、県行動計画
・関連計画：静岡県保健医療計画、浜松市感染症予防計画、浜松市健康危機管理基本指針、浜松市保健所健康危機対処計画（感染症編）、浜松市保健環境研究所健康危機対処計画（感染症）</td></tr>
<tr><td>**計画・条例等の策定スケジュール（予定）**</td><td>令和８年３月 16 日～４月 16 日　案の公表・意見募集
令和８年６月　市の考え方公表、策定・公表</td></tr>
</table>

パブリック・コメント意見提出様式

～あなたのご意見をお待ちしています～

※ご住所 （所在地）	
※お名前 （法人名・団体名）	
電話番号	
案の名称	浜松市新型インフルエンザ等対策行動計画（改定案）
意見募集期間	令和８年３月１６日（月）～令和８年４月１６日（木）
意見欄	

・※ご住所およびお名前が未記入の意見には、実施機関の考え方は示しません。
・個人情報は、本事業においてのみ使用することとし、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理します。
・この様式は参考です。任意の様式でも提出していただくことができますが、その場合でも、上記と同様の内容について記入をお願いします。
・この様式は、市ホームページからもダウンロードできます。

【提出先】　保健総務課あて
住所　　：〒４３２－８５５０浜松市中央区鴨江二丁目１１番２号
ＦＡＸ　　：０５０－３５３５－５９４５
Ｅ－ｍａｉｌ：hokenk@city.hamamatsu.shizuoka.jp

～どうやって意見を書いたらいいの？～

「もっとこうしたらどうか」「もっとこうしてほしい」など、計画や条例の案を見て思ったこと、感じたことを箇条書きや文章にまとめてください。

どうやって書いたらいいか分からない場合には、以下の書き方例を参考にしてみてください。

＜書き方例＞

- ●ページにある「〇〇〇〇」という言葉は分かりにくいので、「□□□□」に変えてはどうでしょうか。
- ●ページの「△△△△」については、「■■■■」という内容を追加したほうがよい。その理由は･････だからである。
- ●ページに書いてある目標件数ですが、「〇〇件」では少ないので、「□□件」にすべきだと思う。
- ●ページの「△△△△」という文章は具体的にどういう意味なのか。また、専門用語が多く使われているので、計画の中に用語解説をつけるべき。

出世大名 家康くん

浜松市新型インフルエンザ等対策行動計画（改定案）＜概要版＞

1 改定の経緯

- **浜松市新型インフルエンザ等対策行動計画**（市行動計画）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）に基づき、新型インフルエンザ等による感染症危機発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるよう、**平時の準備や感染症発生時の対策内容を示すものとして平成26年に策定した。**
- 今般、**新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ**、令和6年7月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画（政府行動計画）、令和7年3月に静岡県新型インフルエンザ等対策行動計画（県行動計画）が全面改定されたことを受け、**市行動計画の改定を行う。**

2 基本的な考え方

- 感染症危機に対応できる平時からの体制作り
- 市民生活及び社会経済活動への影響の軽減
- 基本的人権の尊重

3 計画の位置付け

- 特措法に基づき、政府行動計画及び県行動計画を踏まえて作成する。
- 静岡県保健医療計画、浜松市感染症予防計画、浜松市健康危機管理基本指針、浜松市保健所健康危機対処計画（感染症編）、浜松市保健環境研究所健康危機対処計画（感染症）との整合性を図る。

4 対策の目的と基本的な戦略

- **感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する**
  - ・流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保
  - ・ピーク時の患者数等を少なくするとともに、医療提供体制を強化し、患者が適切な医療を受けられるようにする。
  - ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- **市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする**
  - ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行う。
  - ・市民生活及び地域経済の安定を確保する。

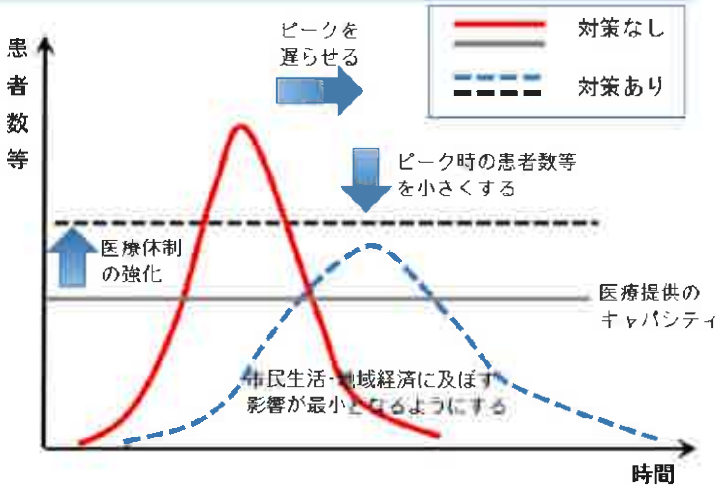

5 改定のポイント

＊表中、太字は追加・変更項目

<table>
<tr><th>項目</th><th>現　行</th><th colspan="2">改定後</th></tr>
<tr><td rowspan="4">対象とする感染症</td><td>新型インフルエンザが主な対象</td><td colspan="2">新型コロナウイルス感染症、新型インフルエンザ以外の呼吸器感染症も念頭に記載を充実</td></tr>
<tr><td>新型インフルエンザ等感染症
（感染症法※第６条第７項）
新型・再興型インフルエンザ</td><td>新型インフルエンザ等感染症</td><td>新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ
新型コロナウイルス感染症、再興型コロナウイルス感染症</td></tr>
<tr><td>新感染症
（感染症法※第６条第９項）</td><td>新感染症</td><td>既に知られている感染性の疾病とは、その病状又は治療の結果が明らかに異なるもの(厚生労働大臣が認めて公表するもの)</td></tr>
<tr><td>※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</td><td>指定感染症
（感染症法※第６条第８項）</td><td>既に知られている感染性の疾病(政令で定めるもの)
＊１類～３類感染症、新型インフルエンザ等感染症を除く</td></tr>
<tr><td>発生段階</td><td>未発生期→海外発生期→国内発生期
→国内感染期→小康期（５段階）</td><td colspan="2">準備期→初動期→対応期（３段階※対応期を４つに区分）
＊準備期の取組を充実
＊新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、対応期を以下の４つに区分。状況の変化や社会経済等の状況に合わせ、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
①封じ込めを念頭に対応する時期
②病原体の性状等に応じて対応する時期
③ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
④特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期</td></tr>
<tr><td>対策項目</td><td>①実施体制、②サーベイランス・情報収集、③情報提供・共有、④予防・まん延防止、⑤医療、⑥市民生活及び市民経済の安定確保</td><td colspan="2">①実施体制、②情報収集・分析、③サーベイランス、④情報提供・共有、リスクコミュニケーション、⑤水際対策、⑥まん延防止、⑦ワクチン、⑧医療、⑨治療薬・治療法、⑩検査、⑪保健、⑫物資、⑬市民生活及び地域経済の安定の確保</td></tr>
</table>

6 発生段階に応じた取組イメージ（1）

	準備期	初動期	対応期			
	発生前の段階	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	封じ込めを念頭に対応する時期	病原体の性状等に応じて対応する時期	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	特措法によらない対策に移行する時期
①実施体制	▶新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練の実施 ▶**業務継続計画の見直し**	▶市対策本部の設置 ▶全庁的な対応、**予算の確保**	**▶国・県等への派遣・応援要請** **▶緊急事態措置に対する総合調整**			▶市対策本部の廃止 （緊急事態解除宣言後）
②情報収集・分析	▶情報収集・分析に係る実施体制・役割分担 **▶専門人材の育成等**	**▶国のリスク評価を踏まえた有事体制移行への判断・準備**	**▶地域の実情に応じた積極的疫学調査方法等の見直し** **▶政策上の意思決定及び実務上の判断に応じたリスク評価の実施**			
③サーベイランス	▶平時に行うサーベイランスにおいて感染症発生動向を把握 **▶専門人材の育成等**	▶疑似症サーベイランス・有事の感染症サーベイランス開始（患者全数把握）	▶流行状況に応じたサーベイランス実施 ▶科学的根拠等に基づくわかりやすい説明			▶国の判断により定点把握に移行
④情報提供・共有、リスクコミュニケーション	▶市民等から認知度・信頼度を得られる情報提供・共有の実施 ▶県・市間における感染状況等の情報連携手法の確立	▶コールセンター設置等による双方向コミュニケーション**に基づいたリスクコミュニケーションの実施**	▶リスク評価に基づく各種対策の強化または緩和等に係る情報提供			**▶平時への移行に伴う留意事項等の説明**
⑤水際対策	▶発生時の対策、連絡手順、協力事項等の共有及び体制の整備	▶居宅等待機者等に対する健康監視、患者への入院勧告・措置、積極的疫学調査等必要な措置の実施				
⑥まん延防止	▶市民等に対する基本的な感染対策の普及 ▶抗インフルエンザウイルス薬の予防投与に向けた準備	▶患者や濃厚接触者への対応の確認等まん延防止対策の準備 **▶業務継続計画に基づく対応準備**	▶患者や濃厚接触者への対応によるまん延防止対策、病院や高齢者施設等への感染対策強化			

6 発生段階に応じた取組イメージ（2）

	準備期	初動期	対応期			
	発生前の段階	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	封じ込めを念頭に対応する時期	病原体の性状等に応じて対応する時期	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	特措法によらない対策に移行する時期
⑦ワクチン	▶接種に必要な資材の確保方法や接種会場候補等の確認	▶接種体制の構築（大規模接種会場の設置等の検討、接種に携わる医療従事者や全庁的な人員の確保）	▶特定接種・住民接種の開始及び市民へのワクチン接種に係る情報提供と相談体制等の検討			
⑧医療	▶関係機関と連携した訓練や全庁的な研修・訓練等の実施 ▶**県連携協議会の活用**等による医療提供体制の確認	▶重症患者等受入体制の確認 ▶相談センターの整備及び市民への周知	▶県と連携した入院調整、協定締結医療機関等への患者移送及び自宅療養者等の症状把握 ▶相談センターの強化			
⑨治療薬・治療法		▶治療薬の適正使用等に関する要請・指導	▶国から提供された情報を医療機関等へ迅速に提供			
⑩検査	▶**検査機器の維持管理、検査用試薬等の備蓄** ▶**検査体制の維持及び人材の育成等**	▶検査体制の整備 ▶リスク評価に基づく検査実施方針の検討			▶リスク評価に基づく検査実施の方針の決定・見直し	
⑪保健	▶**感染症対策に係る人材の育成等** ▶**受援体制の整備** ▶**DXの推進（ICTの活用）**	▶**有事体制への移行準備**	▶感染症有事体制の確立、**全庁からの職員応援** ▶積極的疫学調査・入院措置等の実施 ▶**外部委託等による業務効率化**			▶有事体制等の段階的な縮小
⑫物資	▶感染症対策物資の備蓄及び状況確認	▶**感染症対策物資の備蓄状況の確認継続及び必要な物資の確保**				
⑬市民生活・地域経済	▶生活支援等の準備	▶一時的に遺体を安置できる施設等の確保の準備	▶心身への影響に関する施策、生活支援、教育に関する支援、事業継続に関する要請 ▶事業者に対する社会経済活動安定確保のための支援			

資料３

第９号様式

区　協　議　会

区　　分	□諮問事項　　■協議事項　　□報告事項				
件　　名	令和８年度　地域力向上事業（市民提案による住みよい地域づくり助成事業）の提案について（中央区・西地域）				
事業の概要 （背景、経緯、現状、課題等）	地域力向上事業は、市民協働の手法により住みよい地域社会を実現するため、市が実施又は支援する区の特性を活かした事業や課題を解決する事業です。 ○市民提案による住みよい地域づくり助成事業 （以下「助成事業」という） 団体の提案に基づき、市が公益上の必要を認め、団体が主体的に取り組む事業に対し市から補助金を交付することで、効果が期待できる事業 ＜浜松市地域力向上事業実施要綱（抜粋）＞ 第７条 助成事業は、市長が別に定める審査会において、審議するものとする。 第８条 市長は、助成事業の採択に当たっては、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例第４条に規定する区協議会（中央区及び浜名区にあっては、同条例第５条の２に規定する地域分科会）に意見を求め、その意見を踏まえて実施予定助成事業を決定し、提案団体には選考結果通知書により通知するものとする。				
対象の区協議会	浜松市中央区協議会西地域分科会				
内　　容	○提案事業４件 提案のあった助成事業について、審査会にて審議を行いましたので、審議結果についてご意見をお伺いいたします。 審査会結果及び提案事業の詳細は別紙のとおりです。				
備　考 （答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など）	①中央区地域力向上事業審査会（西行政センター）を実施（２月 13 日） ②西地域分科会にて意見聴取（３月４日） ③事業の採択・不採択を決定し提案団体に通知を送付				
担当課	西行政センター	担当者	内山　裕介	電話	597-1112

浜松市地域力向上事業実施要綱（抜粋）

別表１（第７条関係）

審査指標		点				数
評価のポイント		低い	やや低い	普通	やや高い	高い
1	**地域資源の活用度** 区内の地域資源（特産品、自然、文化資産、人材など）を活かした事業か。	1	2	3	4	5
2	**地域課題の明確性** 解決すべき地域課題の原因・背景を把握し、目指すべき状態を理解しているか。	1	2	3	4	5
3	**事業の妥当性** 事業が地域の課題解決にどう結び付くか。	1	2	3	4	5
4	**公益性** 住みよい地域づくりに寄与できる事業か。	1	2	3	4	5
5	**財政支援の妥当性** 行政が補助すべき事業か。 行政施策に同じような事業がないか。	1	2	3	4	5

※「公益性」の項目については、審査会での評価の平均が３点以上であることを採択の目安とする。

※審査会でのすべての審査指標の評価の合計が平均15点以上であることを採択の目安とする。

※その他、基準の運用についての詳細は各区において定めることができることとする。

令和8年度地域力向上事業（助成事業）　提案内容

No.	（1）提案事業名	（2）提案回数
1	河合純一スポーツ庁長官就任記念 「夢追いかけて」上映会＆トークショー	1回目 （補助率50%以内）

（3）提案団体	（4）実施時期
有志団体「夢追い人ネットワーク」	令和８年４月１日（水）～ 令和８年５月３１日（日）

（5）事業目的

①舞阪のこどもたちに、スポーツの大切さを伝えること
②舞阪の地域住民に、スポーツへの理解を深めてもらうこと
③舞阪のこどもたちに障がい者への理解を深めてもらうこと

（6）事業内容

①映画上映会：河合純一氏の半生を取り上げた映画「夢追いかけて」の上映
　○５月２３日：２回
　　・午前　９時３０分～１１時３０分
　　・午後　１時００分～　３時００分
　○５月２４日：１回
　　・午前１０時００分～１２時００分
②トークショー：２３日夕方に河合純一スポーツ庁長官、河合氏の学生時代の恩師、映画関係者を招いたトークショー
　○５月２３日：１回
　　・午後　４時３０分～　６時００分

（7）実施場所	（8）参加予定人数
舞阪中学校　体育館	約1,000人（団体スタッフは除く）

（9）概算事業費	（10）補助対象経費	（11）補助上限額	（12）補助希望額
478,000円	478,000円	239,000円	239,000円

（13）【審査会】点数の平均

地域資源の活用度	地域課題の明確性	事業の妥当性	公益性	財政支援の妥当性
4.5	3.8	3.8	3.7	3.4

合計	結果	審査の目安
19.2	採択候補とする	合計点が平均15点以上、かつ 公益性の項目が平均3点以上

（14）【審査会】採択の条件

なし

（15）【審査会】主な意見

・地域住民に河合純一氏を広く再認識してもらう良い機会であると思う。
・舞阪町の未来を担うこどもたちに地元出身のパラアスリートと触れ合う機会を設けることは、健全育成につながるものと期待できる。
・舞阪出身のパラリンピック金メダリストの歩みを知ったり、触れ合ったりする機会は貴重であり、こどもたちが郷土の偉人を再認識することや将来について考えるきっかけになることを期待したい。
・特にこどもたちへの良い影響がもたらされるように工夫されたい。
・安全対策は十分な配慮をして行っていただきたい。

（事業提案書から転載）

事業名	河合純一スポーツ庁長官就任記念 「夢追いかけて」上映会＆トークショー
実施時期	令和８年４月１日（水）　～　令和８年５月31日（日）
実施場所	舞阪中学校
概算事業費	４７８，0-0０　円
参加予定人数	団体スタッフ　22名　、参加者　1,000名
事業の内容 （事業の対象や手法などを具体的に記入）	**・映画上映会** 河合純一氏の半生を取り上げた映画「夢追いかけて」を上映する。上映回数は３回で、小学生、中学生、一般と優先者を区別する。１回の上映につき、300人程度の来場を予定している。 【日時】①令和８年５月23日（土）9：30～11：30（小学生優先） ②令和８年５月23日（土）13：00～15：00（中学生優先） ③令和８年５月24日（日）10：00～12：00（一般優先） 【場所】舞阪中学校体育館 **・トークショー** 河合純一氏本人、河合氏の学生時代の恩師、映画出演俳優、映画関係者等を招き、トークショーを実施する。「人生におけるスポーツの役割」「困難を乗り越える力」「夢の実現」をテーマに、河合氏の生き様や映画に込めた思いを地域住民に伝える。 【日時】令和８年５月23日（土）16：30～18：00 【場所】舞阪中学校体育館 **・イベント周知** 映画上映会、トークショーを宣伝するチラシをデザイン・印刷し、舞阪地区内で回覧する。チラシは1,500部印刷し、舞阪地区自治会連合会の協力のもと回覧板で地域住民に周知する。

事業の目的	**・舞阪のこどもたちに、スポーツの大切さを伝えること** 近年のこどもたちは、スマホやゲーム機の発展で体を動かすことが減っていたり、人口減少で一緒に外で遊ぶ仲間が少なかったり、町内でスポーツのチームを組めなかったりと、様々な要因で体を動かす機会が減っている。こどもたちのスポーツへのモチベーションを向上させるため、本事業でこどもたちにスポーツの楽しさや大切さを知ってもらう機会を提供したい。 **・舞阪の地域住民に、スポーツへの理解を深めてもらうこと** スポーツで偉業を成し遂げた河合純一氏との交流等を通し、地域の大人がスポーツへの理解を深め、こどもたちがスポーツを楽しみたいと思った時の協力体制づくりのきっかけを提供したい。 **・舞阪のこどもたちに障がい者への理解を深めてもらうこと** ノーマライゼーションが浸透しつつある現代でも、障がい者に対して差別や偏見を持つこどもが一定数いる。そこで、河合純一氏が視覚障害というビハインドを抱えながらパラリンピックでメダルを獲得したこと、スポーツ庁長官という役職に就いたこと、健常者とほとんど変わらない日常生活を送っていることを知ってもらい、障がい者への理解を深めて差別や偏見を解消するきっかけを提供したい。
地域資源の活用	**・舞阪町出身のパラアスリート・河合純一氏** 河合純一氏は舞阪町出身のパラアスリートである。15歳で視力を完全に失った後も水泳のトレーニングを継続し、1992 年のバルセロナ大会を皮切りに 6 大会連続でパラリンピックに出場。通算 21 個（金5個、銀9個、銅7個）のメダルを獲得した。また、大学卒業後は地元に戻り母校の舞阪中学校で7年間教師を務めた。その後、2025 年には第3代スポーツ庁長官に就任した。 舞阪地区が生み出したパラリンピック金メダリストで現スポーツ庁長官である河合氏の映画を見たりトークショーで話を聞いたりすることで、「スポーツの大切さ」を地域住民が再認識するきっかけになると考える。

地域課題	**・スポーツをするこどもたちが減っている** 舞阪地区はこどもの数が減ってきており、舞阪小学校は令和３年度から７年度までの５年間で児童数が 23.4%減り、西地域全体（11.2%）と比較しても高い減少率である。こどもたちがスポーツをやりたくても人数不足から学校内でチームを作ることができず、スポーツを諦めざるを得ない状況になりつつある。 **・部活動の地域移行における担い手不足** 2026 年９月から浜松市でも部活動の地域移行が本格的に実施されるが、指導員の高齢化やなり手不足により、こどもたちがスポーツをやりたくても監督や指導員が不在で、スポーツができないという事態が考えられる。
事業の妥当性	**・こどもたちに、スポーツを始めるきっかけを与えられる** 事業を通してこどもたちがスポーツをすることの大切さを知ることで、「外に出て遊ぼう」「友達と一緒にスポーツを楽しもう」と考える機会を提供できる。これを機に、学校で部活動に入るこどもが増え、校内のメンバーでチームを作ることができないという現状を解消するきっかけになればと思う。 **・地域住民に、スポーツへの理解を深める機会を提供できる** 地域のスポーツ指導員のなり手不足が懸念されている中、事業を通して、地域の大人がスポーツの大切さを改めて知ることで、地域の大人にスポーツ指導の担い手になってもらえたらと思う。
公益性	舞阪地区の住民が、河合純一氏の映画を見たりトークショーで河合氏と交流したりすることで、「スポーツの大切さ」を改めて認識する機会になると考えている。 こどもたちにとってスポーツは、心身の健康につながるだけでなく、礼儀作法を学ぶ場であったり、仲間との絆や友情を深める場であったり、切磋琢磨して自分自身を鍛える場であったりと、健全な成長に重要なものである。本事業を機にスポーツの良さに触れることで、舞阪地区の将来を担うこどもたちの健全な育成にもつながる。
財政支援の妥当性	本事業は全市的な事業ではなく、あくまで舞阪地区の事業である。舞阪出身の有名アスリートと舞阪の地域住民が交流することで、スポーツへの理解がより一層高まり、地域の文化振興やスポーツ振興、地域住民の心身の健康につながっていくと思われる。

第２号様式（第６条関係）

収支予算書

１　収入の部　　単位：円

区分	予算額	経費内訳（単価・数量）
補助金	239,000	地域力向上事業（市民提案による住みよい地域づくり事業費補助金）
計	478,000	

２　支出の部　　単位：円

区分		補助対象※	予算額	経費内訳（単価・数量）
報償費		○	50,000	映画出演者（トークショー）１人分
旅費		○	17,000	舞阪⇔東京都内　１人分
需用費	印刷製本費	○	6,000	チラシ印刷　1,500部
委託料		○	405,000	・映画上映設備設置撤去　250,000円 ・看板製作、設置、撤去　115,000円 ・チラシデザイン　40,000円
計			478,000	
	うち補助対象経費		478,000	

※補助対象事業に○を記載してください。

令和8年度地域力向上事業（助成事業）　提案内容

No.	(1) 提案事業名	(2) 提案回数
2	伊佐見田んぼアート	3回目 （補助率25%以内）

(3) 提案団体	(4) 実施時期
伊佐見地区コミュニティ協議会	令和８年４月１日（水）～ 令和８年１２月２５日（金）

(5) 事業目的

①地元地域についての歴史や魅力の再認識
②地域住民の交流・親睦の増進

(6) 事業内容

①「伊佐見田んぼアート」
【図案】ナウマンゾウ
【スケジュール】
・　５月　上旬　　田んぼのしろかき
・　６月　上旬　　苗の植え付け（田植え）
・　８月下旬～１０月中旬　田んぼアートの鑑賞
・１０月　下旬　　稲刈り
②「伊佐見協働センターまつり」での餅つき・餅投げ・もち米の販売
③レンゲ草の種まき会：稲刈り取り後の田んぼにて実施。

(7) 実施場所	(8) 参加予定人数
①③伊佐見協働センターに隣接する田んぼ ②伊佐見協働センター	400人（団体スタッフは除く）

(9) 概算事業費	(10) 補助対象経費	(11) 補助上限額	(12) 補助希望額
850,000円	850,000円	212,000円	212,000円

(13) 【審査会】点数の平均

地域資源の活用度	地域課題の明確性	事業の妥当性	公益性	財政支援の妥当性
4.7	4.0	3.9	3.9	3.5

合計	結果	審査の目安
20.0	採択候補とする	合計点が平均15点以上、かつ 公益性の項目が平均3点以上

(14) 【審査会】採択の条件

なし

(15) 【審査会】主な意見

・多世代が関わることができる仕掛けがあり、コミュニティの一体感や郷土愛の醸成につながることを期待したい。
・地域に根差したイベントになりつつある印象。
・地域資源の活用、市民参加、協働のポイントを理解して事業を組立てている点が評価できる。
・地域の特色であるナウマンゾウをうまく取り上げた事業。
・こどもたちが稲作作りを体験する良い機会であると考える。
・長い実施期間でもあり、親子や住民の間の交流が図られている。
・地域資源を活用し、若い世代に地域の伝統・文化を継承する事業となっている。

（事業提案書から転載）

事業名	伊佐見田んぼアート
実施時期	令和８年４月１日（水）　～　令和８年12月25日（火）
実施場所	伊佐見協働センター隣接地
概算事業費	850,000　円
参加予定人数	団体スタッフ　30名　、参加者　400名
事業の内容 （事業の対象や手法などを具体的に記入）	■伊佐見田んぼアート おととしはナウマンゾウ命名 100 周年を記念し、伊佐見協働センターに隣接する田んぼ（面積約 420 坪）でナウマンゾウをモチーフにした田んぼアートを実施しました。昨年度もナウマンゾウを図案に田んぼアートを作成し、1,000 人以上の見学者がありました。本年度は 3 回目となりますが、複数種類のもち米の苗を植え付けることで収穫前の時期には稲穂の色の違いによりナウマンゾウの絵が浮き出るように稲を育成します。 図案については、伊佐見地区の特徴を表現し今年度もナウマンゾウをモチーフとし、伊佐見小学校の協力のもと児童よりイラストを募集します。これをもとに田んぼアートの図案を作成します。 秋には見学者用観覧席を伊佐見協働センター駐車場に設置し、田んぼアートの鑑賞会を実施します。 田植えと稲刈りには地元住民と伊佐見小学校児童、伊佐見幼稚園児童も参加し、地域住民の多世代交流の場となるよう宣伝、企画していきます。 二年間当企画を行うことで、当地区の新たな文化として認知され、強く関心も持ってもらえる行事となりつつあるので、今後も継続していく予定です。

	《スケジュール》 ・田んぼのしろかき　　5月上旬 ・稲の植え付け（田植え）　6月上旬 ・田んぼアートの鑑賞　　8月下旬～10月中旬 ・稲刈り　　10月下旬 **■餅つき体験** 田んぼアートで収穫したもち米を使い、餅つき体験会を協働センターまつりで実施します。 【場所】伊佐見協働センター 【日時】11月上旬（協働センターまつり1日目） 【対象】こどもを中心とした地域住民 **■餅投げ** 収穫したもち米を使って投げ餅をつくり、協働センターまつり2日目に餅投げ大会を行います。 **■もち米の販売** 収穫したもち米を、協働センターまつりで安価に販売し、本事業の収入とします。 **■れんげ草の種まき** 収穫後の田んぼに、翌年春に花が咲くようれんげ草の種をまきます。伊佐見幼稚園園児、伊佐見小学校2年生児童を対象とします。
事業の目的	**■地元の歴史や魅力の再認識** 本イベントを新たな伊佐見地区の特徴ある伝統行事として定着させ、ナウマンゾウの歴史や伊佐見地区で培われた稲作の伝統を再認識してもらう機会を提供します。 **■地域住民の交流・親睦の増進** 地域住民が一丸となって参加できるイベントを実施することで、住民同士の交流を促進し親睦を深める機会を提供する。小学生や幼稚園児も参加できる場を設け、地元住民の多世代交流の場とします。特に災害時は住民同士が助け合う「共助」が必要になるので、事業を通してその土台を作りたいと思います。

地域資源の活用	■佐浜町のナウマンゾウ 1921 年に伊佐見地区佐浜町でゾウの牙、臼歯下顎骨の化石が発見されました。ナウマンゾウの化石が発見された地としての地元の歴史・文化を再認識し地元愛を深める機会とします。 ■稲作できる地理的条件と技術 伊佐見地区は豊富な水資源の恩恵を受けて、稲作が盛んに行われており、米作りの知見に優れた農家の方が多くいます。この伊佐見地区の地理的条件と伊佐見地区で培われた技術を生かして、積極的に指導・関与してもらい田んぼアートを進めます。 ■地元核技術者の協力 田んぼアートには、どこに度の苗を受けるかという緻密な設計が必要です。この田んぼアートには、地元設計士の協力を得ながら図案を作成していきます。
地域課題	■住民一体感の希薄化 伊佐見地区は、伊左地町、佐浜町、大人見町、古人見町の４町７自治会で構成されています。当地区には新興住宅地として造成された地域もあり、比較的新しく伊佐見地区の住人となった方も多くいます。新型コロナにより地域一丸となった行事が制限され、住民同士の交流の場が少なくなり、住民一体感の希薄化が進んでいる状態にあります。 ■稲作後継者の不足 伊佐見地区では稲作が盛んに行われていますが、稲作農家の高齢化が進んでおり、稲作技術を継承するものがいなくなるのではという懸念があります。 ■ナウマンゾウの認知度と郷土愛の低さ ナウマンゾウという誇るべき地域の歴史について認知度がまだまだ低く、郷土愛が十分にあるとは言えない状況です。

事業の妥当性	■地域住民の交流の場の創出 田んぼアート鑑賞会を実施することで、地域の人々の交流・親睦の場を創出します。また、田植え、稲刈り、餅つきなどを地域住民が協力して行うことで、住民同士の交流を促進し、住民の一体感を高めます。 ■稲作に対する興味増進 田植えや稲刈りに地元小学生にも参加してもらうことで、将来の伊佐見地区の担い手であるこどもたちが稲作に興味を持ち、将来の稲作文化の担い手になってもらえたらと思います。 ■ナウマンゾウの歴史の周知 事業を通して地元のナウマンゾウの歴史を周知します。地域の方々に、ナウマンゾウの歴史を地元の新たな魅力として認識してもらうことで、地元への理解が深まりさらなる郷土愛が育まれることが期待されます。
公益性	■新たな地域の継続事業の創出 ・地域住民が主体となり、田植え、稲刈り、餅つきまで８ヶ月間継続して一つの事業を行うことで、地域の一体感が醸成できます。 ・田んぼアートは伊佐見地区外や市外の方もお楽しみいただけます。田んぼアート目的で他地区の方が伊佐見に来ることで、伊佐見地区のアピールにもなります。 ・地域の方々が自分たちの住んでいる地域に関する知識を増やし、地元への愛着・誇りをより一層高めることができます。
財政支援の妥当性	当事業は地域住民の地元愛を深め、地域コミュニティを強化するための事業です。行政からの財政支援を受けることで地域の方々の関心がより一層高まることが期待できます。そして、同事業を今後も安定して継続的に実施するためにも、市の財政支援をお願いしたいと思います。

第２号様式（第６条関係）

収支予算書

1　収入の部

単位：円

区分	予算額	経費内訳（単価・数量）
補助金	212,000	地域力向上事業（市民提案による住みよい地域づくり事業費補助金）
[redacted]		
計	850,000	

2　支出の部

単位：円

区分		補助対象※	予算額	経費内訳（単価・数量）
報償費		○	170,000	・技術指導謝礼　２万円×５人=100,000円 ・代かき謝礼　15,000円 ・稲刈り謝礼　20,000円 ・乾燥籾摺り謝礼　15,000円 ・精米謝礼　20,000円
需用費	消耗品	○	115,000	肥料30,000円、除草財・農薬30,000円、田植えロープ10,000円、米販売袋15,000円、餅つき用品（トッピング、容器等）30,000円
需用費	食糧品	○	20,000	農作業時の飲料
需用費	印刷製本費	○	80,000	幟10本50,000円、チラシ30,000円
役務費	保険料	○	85,000	傷害保険
役務費	手数料	○	120,000	投げ餅製作費
委託料		○	160,000	見学用足場設置
使用料及び賃借料		○	35,000	・田んぼ借用料20,000円 ・農機具借用料15,000円
原材料費		○	65,000	・苗代50,000円 ・れんげ草の種15,000円
計			850,000	
	うち補助対象経費		850,000	

※補助対象事業に○を記載してください。収支予算書

令和8年度地域力向上事業（助成事業）　提案内容

No.	(1) 提案事業名	(2) 提案回数
3	手作りコンサート音響PA講座	1回目 （補助率50%以内）

(3) 提案団体	(4) 実施時期
浜名湖の風コンサート実行委員会	令和８年４月１日（水）～ 令和８年８月３１日（月）

(5) 事業目的

①地域の音楽イベントの担い手の確保

(6) 事業内容

①音響PA講座：夏休み期間である８月に４回実施し、音楽や場面や状況に
あわせて適切に音響PAを操作できる人材を育成
②講座の周知：講座参加者の募集のためチラシ配布及び市内学校への呼びかけ

(7) 実施場所	(8) 参加予定人数
伊佐見協働センター	80人（団体スタッフは除く）

(9) 概算事業費	(10) 補助対象経費	(11) 補助上限額	(12) 補助希望額
300,000円	300,000円	150,000円	150,000円

(13) 【審査会】点数の平均

地域資源の活用度	地域課題の明確性	事業の妥当性	公益性	財政支援の妥当性
3.2	2.8	2.8	2.8	2.7

合計	結果	審査の目安
14.3	採択候補としない	合計点が平均15点以上、かつ 公益性の項目が平均3点以上

(14) 【審査会】採択の条件

なし

(15) 【審査会】主な意見

・対象者や募集方法などを工夫して、受講者が地域で活動をしてもらえる取組みが必要である。
・申請者も応募される方がどの程度集まるか心配していた通り、募集の仕方にアイディアが必要と思われる。
・高校生が１回1,000円×４回の計4,000円を出して参加してくれるか疑問。
・地域にこの事業が還元されるかもう少し検討して提案してほしい。
・水車小屋コンサートなど地域の音楽活動を支える人材を育成したいという趣旨は評価できる
・若い世代に働きかける未来を見据えた事業となっている。
・音楽のまちづくりを進めている浜松市において、西地域でのライブミュージック振興には意義がある。

（事業提案書から転載）

事業名	手作りコンサート音響ＰＡ講座
実施時期	令和８年４月１日（水）　～　令和８年８月３１日（月）
実施場所	伊佐見協働センター　ホール
概算事業費	３００，０００　円
参加予定人数	団体スタッフ　３名　、参加者　８０名
事業の内容 （事業の対象や手法などを具体的に記入）	**○音響ＰＡ講座** 夏休み期間である８月に、地域の音楽コンサートで使用する音響ＰＡ（パブリック・アドレス）機材の操作に関する講座を実施する。１回あたり４時間の講義で、前半は長年テレビ局などで音響の仕事に携わってきた大澤聡氏による座学講義、後半はＰＡ操作の実技練習を行う。毎回ゲストとして演奏者を招き、受講生は音響機材のセッティングや演奏に合わせた操作を体験する。楽器や演奏者の人数、会場の広さや場所、音楽のジャンルなど、シチュエーションに合わせて適切に音響ＰＡをセッティング・操作できる人材を育成する。 【日　時】令和８年８月中に４回　各回13時～17時 【場　所】伊佐見協働センター　ホール 【対象者】各回20人（高校生・大学生が中心） 【参加費】各回1,000円 **○講座参加者募集** 受講生を集めるため、パンフレットを2,000枚作成する。公共施設で配架するほか、市内高校や大学の軽音部等に直接営業を行い、音楽に興味のある高校生と大学生が本講座に参加するよう努める。

事業の目的	**・地域の音楽イベント運営者の担い手の確保** 様々な地域で音楽に関するイベントが行われていて、私が住んでいる伊佐見地区でも「伊佐見水車小屋コンサート」や「伊佐見協働センターまつり」など、地域住民が主役となる音楽イベントが実施されている。これらのイベントには、音響ＰＡを操作する裏方の人間がいることで成立しているが、この音響ＰＡの操作は難易度が高く、知識や経験が必要となる。
地域資源の活用	**・伊佐見地区の音楽文化** 有名作詞家・清水みのるの出身地ということで、伊佐見地区は古くから音楽文化が栄えてきた地域である。毎年「水車小屋コンサート」が開催されているため、地域音楽イベント運営のノウハウや機材が揃っており、音楽活動への地域住民の理解も得やすい。
地域課題	**・音楽イベント運営スタッフの高齢化と後継者不足** 音楽イベントの開催には、音響ＰＡ操作など特殊な技術が必要である。近年では運営スタッフの高齢化が進んでいて、このままでは近いうちに水車小屋コンサートを含めた地域音楽イベントの継続が困難になる。
事業の妥当性	**・音楽イベント運営スタッフの人材育成と後継者確保** 本事業を通して高校生や大学生など若い世代が、シチュエーションに合わせた音響ＰＡのセッティング、操作方法を習得することができる。そして、参加者が地域の音楽イベントに携わるようになり、地域の音楽イベントの担い手を確保することができる。
公益性	**・地域音楽イベントを将来にわたって守ることができる** 音響ＰＡについて学んだ講座参加者が「水車小屋コンサート」をはじめとした地域音楽イベントの運営に携わるようになり、住民にとって憩いと交流の場である音楽イベントを今後も継続できるようになる。

財政支援 の妥当性	本事業は、「水車小屋コンサート」など実際に地域の音楽イベントに携わっているメンバーが主体となって実施する。実情を知っている私たちが、参加者に対し音楽イベントが抱える課題を直接訴えることで、行政が主体となって実施した時と比べて音楽イベントの担い手確保につながる効果が高くなると考えている。

第２号様式（第６条関係）

収支予算書

１　収入の部　　単位：円

区分	予算額	経費内訳（単価・数量）
補助金	150,000	地域力向上事業（市民提案による住みよい地域づくり事業費補助金）
計	300,000	

２　支出の部　　単位：円

区分		補助対象※	予算額	経費内訳（単価・数量）
報償費		○	106,000	・大澤聡講師料 40,000 円 ・演奏者謝礼（16,500×4 回）66,000 円
需用費	消耗品	○	10,000	コピー用紙、インク
	印刷製本費	○	100,000	A3 カラーパンフレット 2,000 枚
役務費	通信運搬費	○	20,000	レターパックライト
委託料		○	54,000	音響機材一括リース、設置、運搬
使用料及び賃借料		○	10,000	伊佐見協働センターホール
計			300,000	
	うち補助対象経費		300,000	

※補助対象事業に○を記載してください。収支予算書

令和8年度地域力向上事業（助成事業）　提案内容

No.	(1) 提案事業名	(2) 提案回数
4	「庄内へちま×和紙」ブランド化の完遂 ～栽培から試作・施工研究を通じた耕作放棄地活用と成果発表展示会～	3回目 （補助率25%以内）

(3) 提案団体	(4) 実施時期
庄内半島ドリームプロジェクト 「庄内へちま×和紙」実行委員会	令和８年４月１日（水）～ 令和９年３月３１日（水）

(5) 事業目的

①地域住民に庄内地区の価値を知ってもらう。
②庄内地区の魅力をこどもたちと考え、こどもたちの意識を変える。
③原料栽培を通じて、地域農業が再生するきっかけを提供する。

(6) 事業内容

①へちま和紙の原料栽培・収穫・原料づくり
②へちま和紙の商品試作とブランディング
③壁紙施工の課題解決研究
④活動報告書及びパンフレットの制作
⑤「庄内へちま×和紙」成果発表展示会

(7) 実施場所	(8) 参加予定人数
庄内学園、オイスカ高校、 庄内協働センター、 オイスカ専門学校農場	児童生徒150人、来場者1,000人 （団体スタッフは除く）

(9) 概算事業費	(10) 補助対象経費	(11) 補助上限額	(12) 補助希望額
1,194,000円	1,194,000円	298,000円	298,000円

(13) 【審査会】点数の平均

地域資源の活用度	地域課題の明確性	事業の妥当性	公益性	財政支援の妥当性
4.3	4.0	3.9	3.7	3.5

合計	結果	審査の目安
19.4	採択候補とする	合計点が平均15点以上、かつ 公益性の項目が平均3点以上

(14) 【審査会】採択の条件

なし

(15) 【審査会】主な意見

・地域資源を活用する意欲は高いが、今後の展開には工夫が必要。
・この事業に携わるこどもたちにとっても貴重な体験を提供でき、郷土愛の醸成につながることを期待したい。
・庄内学園やオイスカ高校など、若い世代の人たちとともに地域の新たな魅力を発掘し、地域への愛着を育む事業となるよう期待できる。

（事業提案書から転載）

事業名	「庄内へちま×和紙」ブランド化の完遂 ～栽培から試作・施工研究を通じた耕作放棄地活用と成果発表展示会～
実施時期	2026年4月1日（水）　～ 2027年3月31日（水）
実施場所	庄内学園・オイスカ高校・庄内協働センター・オイスカ専門学校農場
概算事業費	1,194,000　円
参加予定人数	団体スタッフ　32名　、参加者　児童生徒150名、来場者1,000人
事業の内容 （事業の対象や手法などを具体的に記入）	**（1）へちま和紙の原料栽培・収穫・原料づくり** へちま和紙の原料（へちま、楮、トロロアオイ）栽培を体験し、地域の耕作放棄地活用へのモデルケースとする。 【参加者】オイスカ高校２年生、地元希望者　計60名 【場　所】オイスカ専門学校農場（2500㎡） 【日　程】４月：　種まき・株植え付け 11月：　収穫 【目　的】原料から自分たちの手で育てることで、農業への理解を深め、遊休農地の再生可能性を体感する。 **（2）へちま和紙づくり体験と商品試作** 前年度同様、地元の小学校や公共施設でへちま和紙作りの体験会を実施する。これに加えて、２年間の活動でこどもたちに考えてもらったへちま和紙製品を実際に試作し、実用化の基礎をつくる。 【場　所】庄内学園、浜松オイスカ高校、庄内協働センター クリエイト浜松 【試作品】筆箱、アクセサリー等

筆箱の展開：庄内へちま和紙の「軽くて丈夫」な特性を活かし、学生自らが日常使いできる実用的デザインを追求。地元の縫製職人と連携し、製品化の第一歩とする。

（3）へちま和紙の壁紙の研究

へちま和紙を壁紙に応用する実験・研究を地元のこどもたちや地域住民、建設業界の職人たちと一緒に進める。地域住民やこどもたち向けに、へちま配合率による壁紙の強度変化、和紙の染色方法などの実験を楽しむ機会を提供する。

また、建築業界の職人たちにへちま和紙の壁紙を見てもらい、壁紙を繋ぎ合わせる作業を体験する機会を提供する。併せて、へちま和紙壁紙の実用化に向けたフィードバックをもらう。

【場所】庄内学園、浜松オイスカ高校、庄内協働センター、
クリエイト浜松等

（4）活動報告書およびパンフレットの制作（10 月～1 月）

3 年間の活動において作成した全授業テキスト、生徒のワークシート、研究成果を網羅した冊子を作成し、後述の成果発表展示会の出席者、学校関係者、行政施設に配布する。また、概要版のパンフレットを作成し、今までの参加者や学校関係者に配布及び行政施設に配架する。

・成果報告書　200 ページ　50 冊
・概要パンフレット　A4 カラー 4 ページ　1,000 部。

（5）「庄内へちま×和紙」成果発表展示会（2 月）

こどもたちが地域住民に対し、３年間の成果発表を行う。

併せて、へちま和紙に触れたり和紙作りに挑戦したりする「体験型展示」や、３年間の成果物を展示する。

・場所：　庄内協働センター、クリエイト浜松
・来場者：地域住民など

事業の目的	・地域のこどもたちと、庄内の魅力を体験する授業やイベントを通して一緒に考えたい。（意識改革） ・「庄内へちま」を復活させて、地域のこどもたちと一緒に「庄内へちま」の新しい使い方の提案をする。 ・庄内が大好きな地域プロモーター（地元で活躍するプロフェッショナル）とこどもたちの交流と自らの発信力で家族や周りの人に伝える力を養う。 ・「庄内へちま×和紙」ブランディングを通して、地域を活性化させる。 ・地域住民に庄内地区の価値を知ってもらう。 ・アイデアを「試作」として形にし、実際の産業（建築、食品包装、文具）で活用できる可能性を提示する。 ・原料栽培の工程を通じて、地域の耕作放棄地を「価値を生む場所」へ変える意識改革を行い、地域農業が再生するきっかけを提供する。
地域資源の活用	・ヒト： 地元のプロダクトデザイナー、和紙専門家、教育者、農業専門教育官、地元農家、NASA と繋がる地元企業家、地域活性化請負人グループ、地元小中一貫校教員及び生徒など地域プロモーター（地元で活躍するプロフェッショナル） ・モノ： 庄内地区で明治時代に盛んに栽培され輸出されていた庄内へちま、浜松市で４５０年前から生産されていた和紙、今後特産品となる開発される商品 ・コト： 庄内地区の歴史（明治時代に盛んに栽培され輸出されていた庄内へちまのものがたり）、遠州地方で使われてきた和紙の伝承ものがたり、ものづくり企業として世界通じる技術
地域課題	・庄内台地に耕作放棄地が増えて、庄内地区が荒れて町が廃れていこうとしている。 どうしたら旧庄内地区を活性化出来るだろうか？考え旧庄内地区の特産品の復活を検討した結果課題が２つあった。一つは庄内へちまで一つは白菜の小型化である。こちらは別プロジェクトで一定の目途が付いている。一方「庄内へちま」の復活に関しては、地元子どもたちと一緒に考え現代的商品にして提案してみたい。

	・地元農家さんやNPOから特産品や注目され話題性がある地域資源を発掘したいとの要望を受けたが、地域住民が庄内地区の真なる価値に気付いていない。 地元農家さんやNPOから特産品や注目され話題性がある地域資源を発掘したいとの要望を受けた。しかし多くの地域住住民が、自分の住む地域の真なる価値（地域資源：特産品、自然、文化資産、人材など）に気付いていない。庄内地区には、特産品、自然、文化遺産、人材など素晴らしい地域資源を有しているにも関わらず、このまま活かせていないのが現状であり、こうした状況にしておくのはのはもったいない。 ・地元中小企業経営者や教職退職者から庄内地区の若い人材が流出していると懸念の声が有る。 現状の教育課程で地域資源の探求不足、更に現代にマッチした地域資源の活用がなされていない。その為、若者が進学したりして地域を離れたたり、又就職にもＵターンしない人が多く人口減少し、そのことにより優秀な人材が不足し新たなイノベーションが起きにくい環境を作り出している。その為地元中小企業では慢性的な人手不足になっている。更に人口減少により消費が減り地域経済にも悪循環を及ぼしている。 ・地元農家さん教職退職者から地域資産の伝承が出来ていないと懸念の声が有る。 地域資源である「庄内へちま」に関して現状１５０年間に生産が盛んであった頃の技術や人や材料がない。
事業の妥当性	①産業の創造と継承による休耕地利用促進を図る。 本事業を通して、地域子どもたちと一緒に「庄内へちま」の復興計画を立案して庄内学園、オイスカ高等学校の生徒たちと一緒に考えまた、それを第三者（家族など）に伝えるプログラムを通して庄内地区を元気にしたい。 ②製品づくりの体験を通じて、製品化に向けたアイデアを募り 、広報活動による拡散を図る。有効活用や製品の販売を通じて、収益の重要性を学び、収益があれば、休耕地を再利用できて本来あるべき農地の姿を

	作り出せる、重要性と経済のサイクルを学ぶ機会が図れる。 事業を通して、「庄内へちま」の歴史や使い方、地元で活躍するプロフェッショナルな存在、「庄内へちま×和紙」づくりの奥深さなど、自分たちが住む庄内地区知られざる価値を多くの地域住民に知ってもらえる。更に愛着をもって自慢できるようになれば、周辺他地域からみてもこの地域が魅力ある所になる。これが②につながる（若者が浜松市近郊で就職し、庄内地区に戻って住み続ける）基となる。歴史の有る「庄内へちま」と地元和紙をコラボレーションして地元子どもたちと創造して新しい価値をつくりたい。「庄内へちま×和紙」を地域資源としてブランド化をする。 ③「庄内へちま」と地元和紙の後継者不足による衰退が現実となる中、昔から 浜松には“へちま”が特産 品 として存在し、これからの 産業の創造として「へちまの繊維と 楮こうぞからなる和紙作り」の自然素材 を 生か し 「国内では初めて」となる 物 づくり へ のチャレンジ 体験 を実施する 。 庄内地区の魅力を知っていただく事で地元に愛着を持ってもらい、進学や就職を機に地元を離れてしまう人を減らすことができる。また「庄内へちま×和紙」づくりという地域産業を創出し、「庄内へちま×和紙」づくりの面白さを多くの若者に知ってもらう事により、将来子下でへちま産業に従事したい若者を生み出し、イノベーションの創出、人材流出の阻止につながると考える。 ④地元庄内地区の地域資源（庄内へちまや和紙を作る技術）を作る技術を次世代に継承する者が現れる。
公益性	・体験や参加、公開により上記地域課題である「自分の住む地域の価値（地域資源：特産品、自然、文化資産、人材など気付いた区民の中から「この地域資産」を活用する者や、地元庄内地区の地域資源（「庄内へちま」や和紙を作る技術）を作る技術を次世代に継承する者が現れ、地域活性化のムーブメントが起きる。 ・この事業は単年でなく、庄内学園、専門学校オイスカアグリカレッジと協力して継続していく為、又作成する冊子により今後も広く進められる為、持続性がある。

財政支援 の妥当性	・上記公益性に基づき寄与する事業であり、かつ地元企業や住民が参加や応援を頂きながら行うが、対象者が小中学生である為、受益者負担を抑える必要がある。対象者からの料金は十分もらえるべきものではないが上記の公益性がある。 ・民間団体の中央区（旧西区）発進より日本における地方活性化の原動力に繋がる。

第２号様式（第６条関係）

収支予算書

１　収入の部　　単位：円

区分	予算額	経費内訳（単価・数量）
補助金	298,000	地域力向上事業（市民提案による住みよい地域づくり事業費補助金）
計	1,194,000	

２　支出の部　　単位：円

区分		補助対象※	予算額	経費内訳（単価・数量）
報償費		○	350,000	専門家への謝礼 ・栽培指導員（2.5万×2回）50,000円 ・和紙職人（2.5万×2回）50,000円 ・デザイナー（2万×6回）120,000円 ・染色アドバイザー（1.5万×2回）30,000円 ・施工アドバイザー（2.5万×4回）100,000円
需用費	消耗品	○	380,000	＜和紙原料栽培体験＞ ・栽培用具（肥料、ネット等）30,000円 ＜和紙作り体験＞ ・和紙材料（楮・糊・へちま等）100,000円 ＜へちま和紙製品作り体験＞ ・加工道具　50,000円 ・製品材料 100,000円 ＜壁紙に関する研究＞ ・石膏ボード（20,000円×5枚）100,000円
委託料		○	350,000	報告書及びパンフレットのデザイン・印刷費 ・A4カラー概要版４P　1,000部　70,000円 ・成果報告書２００P　　50部　280,000円
使用料及び賃借料		○	21,000	・庄内協働センター使用料　6,000円 ・クリエイト浜松使用料　15,000円
原材料費		○	93,000	・楮の苗（3000円×30株）90,000円 ・へちま、トロロアオイの種　3,000円
計			1,194,000	
	うち補助対象経費		1,194,000	

※補助対象事業に○を記載してください。収支予算書

資料４

第９号様式

区　協　議　会

区　　分	□諮問事項　　□協議事項　　■報告事項				
件　　名	令和８年度　地域力向上事業（市民提案による住みよい地域づくり助成事業）（少額助成等事業）の選考結果について				
事業の概要 （背景、経緯、現状、課題等）	地域力向上事業は、市民協働の手法により住みよい地域社会を実現するため、市が実施又は支援する区の特性を活かした事業や課題を解決する事業です。 ○市民提案による住みよい地域づくり助成事業 （以下「助成事業」という） 団体の提案に基づき、市が公益上の必要を認め、団体が主体的に取り組む事業に対し市から補助金を交付することで、効果が期待できる事業 ＜浜松市地域力向上事業実施要綱（抜粋）＞ 第７条　（略） ３　前２項の規定にかかわらず、提案された助成事業が、次の各号に掲げる事業（以下「少額助成等事業」という。）である場合は、第１３条に規定する審査会（以下「少額助成等事業審査会」という。）において、審議するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。 (1) 地域団体が主体となり地域の課題解決に資するもので、その補助金の交付申請額が１５万円以下の事業 (2) 地区コミュニティ協議会（浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例（平成１８年浜松市条例第７８号）（以下「条例」という。）第２９条第１項の規定により認定された団体をいう。）が実施する事業 第８条　（略） ２　前項の規定にかかわらず、少額助成等事業の場合は、第１３条に規定する少額助成等事業審査会において実施予定助成事業を決定し、提案団体には選考結果通知書（第５号様式）により通知するものとする。 第 13 条　（略） ２　少額助成等事業審査会の構成員は、区振興課長又は行政センター長（以下「区振興課長等」という。）、提案事業実施地区の支所長、協働センター所長又はふれあいセンター所長及び区協議会等会長並びに副会長とする。				
対象の区協議会	浜松市中央区協議会西地域分科会				
内　　容	○少額助成等事業１件 提案のあった助成事業の選考結果を報告します。 詳細は別紙のとおりです。				
備　考 （答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など）	①中央区地域力向上事業少額助成等事業審査会（西行政センター）にて審査、選考結果を決定（２月 13 日） ②提案団体に選考結果通知を送付				
担当課	西行政センター	担当者	内山　裕介	電話	597-1112

令和8年度地域力向上事業（助成事業）　提案内容

No.	(1) 提案事業名	(2) 提案回数
1	うみいろ そらいろ 浜松へちまプロジェクト	3回目 （補助率25%以内）

(3) 提案団体	(4) 実施時期
浜松へちま・ミライ	令和８年４月１日（水）～ 令和９年３月３１日（水）

(5) 事業目的

①ヘチマのポテンシャル（の高さ）についての周知
②「浜松へちまプロジェクト」による地域の活性化
③環境改善意識の向上

(6) 事業内容

①イベントの開催　：自宅でへちま栽培ができない方等向けに体験会の開催。
・（毎月）満月へちま会
・（６月～10月）グリーンカーテンづくり体験会
②イベントでの出展：プロジェクト紹介、種や苗を配布。
・オーガニックマーケット　【開催日】４月１２日（日）、２６日（日）
【場　所】ビオあつみ
・フェアトレードマーケット【開催日】４月１９日（日）【場所】佐鳴湖公園
③広報活動　：グリーンカーテンの設置協力やへちまスポンジ普及のための広報活動

(7) 実施場所	(8) 参加予定人数
浜松市中央区各地	550人（団体スタッフは除く）

(9) 概算事業費	(10) 補助対象経費	(11) 補助上限額	(12) 補助希望額
140,000円	140,000円	35,000円	35,000円

(13) 【審査会】点数の平均

地域資源の活用度	地域課題の明確性	事業の妥当性	公益性	財政支援の妥当性
3.8	3.0	3.0	3.8	3.5

合計	結果	審査の目安
17.1	採択候補とする	合計点が平均15点以上、かつ 公益性の項目が平均3点以上

(14) 【審査会】採択の条件

なし

(15) 【審査会】主な意見

・普及プログラムを多極化することで、へちまの利用促進を図ることが次に進むために必要なので検討いただきたい。
・地域の活力にもつながるため、事業継続を目指して頑張っていただきたい。
・３年目の取り組みとしてへちまの思い先駆者への想いは十分に伝わってきている。

（事業提案書から転載）

事業名	うみいろ そらいろ 浜松へちまプロジェクト
実施時期	2026年4月1日（水）～ 2027年3月31（水）
実施場所	浜松市中央区全域
概算事業費	140,000円
参加予定人数	団体スタッフ　4名　、参加者　550名
事業の内容 （事業の対象や手法などを具体的に記入）	**・イベントの開催** 本年度からプロジェクトに参加する方、自宅でへちま栽培ができない方向けに、別の場所でへちま栽培を行う体験会を用意する。 ①満月へちま会 深萩町にある提案者自宅にて、月1回希望者が集まって、へちま栽培の体験、グリーンカーテンづくり、へちま栽培体験談の共有ができる場を提供する。 ②グリーンカーテンづくり体験会 中央区内の公共施設において、グリーンカーテンづくりを体験できるイベントを開催する。6月ごろに苗植え、１０月ごろにへちまの収穫を行う。場所や詳細な日程は未定。なお、令和7年度は瓜内町にある中部浄化センターでグリーンカーテンづくり、へちま収穫体験会を実施した。 **・イベントでの出展** 事業の宣伝、参加呼びかけ、へちまスポンジの配布、へちまの種や苗の配布を目的に、イベントで出展する。現時点では下記の２イベントへの出店を予定しているが、これ以外にも中央区内で実施されるイベントに出展予定である。

	①フェアトレードマーケット 日時：4月19日（日） 場所：佐鳴湖公園 ②オーガニックマーケット 日時：4月12日（日）、26日（日） 場所：ビオあつみ **・広報活動** 本プロジェクトを紹介するWEBサイトを更新し、2026年度のプロジェクト概要、イベント情報などの告知、参加者リストなどを掲載する。また、インスタグラムなどのSNSを中心に、プロジェクトを告知する広告を掲載する。協力店舗にて、へちまの種と名刺サイズのチラシを設置する。 また、中央区内の企業、飲食店、自然食品店、NPO法人などの団体や個人に対し、へちまの種や苗を渡してグリーンカーテンに協力してもらう。団体関係者や、昨年度の参加者を通じて参加を呼び掛ける。 **＜数値目標＞** イベントや広報活動を通し、へちまの種200袋、へちまの苗100本を配布してへちま栽培に協力してくれる人を集める。また、同様にへちまスポンジも100個配布し、多くの方にへちまスポンジの使いやすさを知ってもらう。 **＜2026年度の新たなしくみ＞** プロジェクトとして2年が経過して参加者が育てたへちまの種を周りに分けて育てるというケースも出始めており、へちま栽培をしていてもプロジェクト参加登録をする人ばかりではなくなっているため、本年度はキックオフ会やへちま収穫祭などのイベント開催を省き、メールマガジン配信を希望される方に参加登録いただくようにして、参加者数の管理を簡略化していく予定です。

事業の目的	**・へちまのポテンシャルの高さを認知拡大させる** 浜松市はかつて世界一の品質、世界一の生産量を誇るへちまの産地で、50 年ほど前まで浜松の産業でした。その歴史とともに、マイクロプラスチック問題などの環境問題への気づきや、自主的な行動に繋げてもらうのがこの事業の目的です。2024 年度からスタートした当事業で、へちまスポンジに親しむ人が増え「使いやすい」「洗剤が少なくて済むようになった」「マイクロプラスチックの排出削減に役立っている」と実感されています。また、使い終わったスポンジの鉢底の利用など最後まで使えることにも満足の声をいただいています。大人から子どもまで「インフレーション」「気候変動」などさまざまな不安が課題となる中で、「お金で買う」「与えられる」ことから、「自ら作り出すことができる」「他人のために役立つことができる」という気づきにつながり、自主性を育む環境を提供することができます。自作が可能で、マイクロプラスチックや廃棄ごみ削減、そしてグリーンカーテンによる電気エネルギーの削減。一石二鳥以上のへちまのポテンシャルを、当事業を通じてさらに多くの人々に伝えたいと考えております。 **・へちまブランドとして中央区から浜松全体を盛り上げる** 浜松は明治から大正にかけて、世界一の品質を誇るへちまの産地でした。農作物として海外へも輸出していた歴史があります。へちまの利用はスポンジのみならず、現在はプラスチックに代替されている工業用のフィルターから靴の中敷まで、さまざまでした。浜松のへちま産業は、舘山寺堀江の正福寺で育った織田利三郎の功績です。126 年前のパリ万博でへちまを展示するといった活動で浜松のへちまの認知拡大を図りました。このことから、浜松西地域は世界品質を誇った日本のへちま発祥の地と言ってもよく、中央区から浜松全体にプロジェクトを盛り上げたいと考えています。 **・へちまを通じて浜松西地域の環境改善の意識を高める** 浜松の中でも西地域は海辺のレジャーのメッカで、浜名湖や遠州灘はウインドサーフィンの大会が行われたり、サーファーの知名度も高い地域です。休日の来訪者も多く、その分ごみの置き去問題に発展しがちなエリアで、へちまの利用・環境意識の向上を

	訴えることの効果がより高くなると考えています。マイクロプラスチック削減や夏の冷房エネルギー削減に貢献でき、地域住人から浜松の来訪者まで、高い波及効果を見込むことができると考えています。
地域資源の活用	**・へちま栽培に適した天候・自然環境** 浜名湖遠州灘と水に囲まれ、日本有数の日照時間を誇る温暖な地域を活用できる。 **・世界一の品質を誇るへちま産業を育てた人がいるという歴史** 浜松のへちま産業を築き上げた織田利三郎ゆかりの地という歴史を活用できる。 **・へちま栽培の体験の場を提供できる** 団体の所在地（深萩町）において、へちま栽培の体験の場を作ることができ、栽培中のサポートも可能となる。
地域課題	**・へちまの活用も栽培方法も知らない人がまだ多い** 2024、2025 年の活動に参加した人は浜松市中央区人口の 0.1%未満で、まだまだ認知を高めていく段階にあります。プロジェクトでへちまを知ったことで、「おじいちゃんと一緒にへちまを栽培した」という小学生や、「祖父にへちまの話を聞いた」という 30 代女性の方がいて、これらの声をさらに拡大させていく必要があります。 **・へちまに絡んだ西地域の歴史を知らない人が多い** 浜松のへちま産業を築き上げた織田利三郎さんのゆかりの場所だという歴史を知る人は、まだまだごく僅かです。正福寺があった場所が特定できた今年度こそ、この歴史を広める活動をする必要があります。 **・環境問題への理解不足** 海辺のごみ問題は長年の地域課題で、ごみの量が年々増えていく一方でごみの回収は地域のボランティアに頼るしかないという状況が続いています。2024 年度の活動でプロサーファーの方とイベント協力を行いましたが、さらなる関係を築き、環境問題への理解者を増やす必要があります。

事業の妥当性	**・へちまの栽培方法や活用方法を知る人が増える** 団体や地域住民がへちまを利用することで、へちまに関する知識が深まり、栽培方法や活用の仕方まで地域全体でへちまの認知度を高めることができます。 **・浜松の歴史とへちまの関係を知る人が増える** プロジェクトを通じてへちまの歴史に興味を持つ人、自分の祖先に親近感を持つ人、地域に愛着を持つ人が増えます。2024年度、へちま発展に寄与した織田さんとともに「一坪農業」を普及させた附属小学校もへちまプロジェクトに参加していただき、今後はより多くの人にへちま栽培に取り組む楽しさとへちまの歴史を伝えることができるようになります。 **・中央区から環境問題を知り関心を持ち行動できるようになる** へちまは蔓性の植物で、大きく成長し人目にもつきやすくなるため、夏場レジャーなどで西地域を訪れた来訪者にも気づいてもらいやすい植物です。へちまという植物を知ることで、海洋プラスチック問題を知り、ごみの正しい廃棄の重要性に気づくことにつながります。栽培者をさらに増やすことで、より多くの人へ認知拡大することができます。 へちまスポンジの活用による参加者自身の小さな行動の変化が生活習慣の変化となり、さらに周囲に働きかけることでさらに拡大していきます。へちま栽培の経験から、省エネへの意識も高められます。
公益性	・浜松のへちま産業の歴史、へちまという植物について、次世代にも語り継ぐことができるようになります。 ・この活動を目にしたり、参加したりしたすべての人に、海洋ごみ、マイクロプラスチック問題、ごみ削減といった大きな課題についての知識を届け、自主的な行動に繋げることができます。 ・へちまを通じて交流の機会を得られ、地域全体の結束力を高めることができます。 ・夏の窓辺の温度を下げることができるので、ピーク電力問題を知ること、無理のない省エネ行動と快適性の確保につながります。 ・浜松市全体がSDGsに取り組む地域であるという地域ＰＲにつながります。

財政支援の妥当性	本事業は 2024、2025 年度に地域力向上事業に採択いただき、「90 団体、個人 500 名」にへちまの認知を拡大させてきました。 個人の参加者からは、食器洗いにへちまスポンジを使うことで「油汚れが落ちやすくなった」「洗剤の使用量が減った」「マイクロプラスチックを水に流しているという不安が解消された」という声から、「へちまを育てるだけで、スポンジだけでなく、食べること、へちま水を採ること、そして植物から虫までも自分と距離が近づいた」という声をいただいています。 2025 年度は、浜松市中部浄化センターにおいてへちま栽培をさせていただき、浜松市内のボーイスカウト 5 団体とともに、苗を植えるところから、へちまの収穫まで、へちまの活動を 4 回にわたり開催ました。 新聞・テレビ・ネットニュースなどでも紹介され、特に 2025 年は、K-MIX ラジオ、また全国で放送されるテレビ朝日「未来につなぐエール」など、新聞に止まらないさまざまなメディアに取り上げていただきました。 しかしながら、へちまプロジェクトの普及をもっと促進し、浜松市全体でへちまを認知していただくようになるには、まだ団体の自己資金では足りない状況です。より有益なプロジェクトにするため、補助をお願いします。

第２号様式（第６条関係）

収支予算書

1　収入の部　　単位：円

区分	予算額	経費内訳(単価・数量)
補助金	35,000	地域力向上事業(市民提案による住みよい地域づくり事業費補助金)
計	140,000	

2　支出の部　　単位：円

区分		補助対象※	予算額	経費内訳(単価・数量)
需用費	消耗品	○	20,000	・苗ポット、土、袋など　10,000円 ・麻紐　2,000円 ・封筒、文具、コピー用紙等　5,000円 ・へちま水用小瓶などの消耗品　3,000円
	印刷製本費	○	2,000	名刺サイズチラシ2,000枚
役務費	郵便料	○	10,000	・種送料5,500円 ・のぼりと種送料4,500円
委託料		○	30,000	ブログ作成10,000円×3回
使用料及び賃借料		○	67,000	・イベント出展料（2,000円×3回） ・PCソフト利用料　61,000円
原材料		○	11,000	へちま苗（@55円×200本）
計			140,000	
	うち補助対象経費		140,000	

※補助対象事業に○を記載してください。収支予算書

（「令和７年度　地域課題（まとめ）」から抜粋し、再掲）

資料 5

No.	5	提案委員氏名	御室　福二
1	件名	崖地に近接する公共施設等の安全性について	
2	「地域課題」		

入野中学校は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されている崖地の上に位置しています。中でも体育館は当該崖地の直上に位置しています。

当該崖地はコンクリートの擁壁で固められていないなど十分な対策が取られていないように見受けられることから、大雨や巨大地震により崖が崩れ、中学校の生徒が被災するのではないか、また地域の指定避難所となっている体育館が使用できなくなるのではないかと危惧する声が地域から上がっています。

3	他の委員への依頼したいこと

土砂災害警戒区域や津波浸水想定区域にある学校など公共施設などの安全性について地域から不安の声が上がっているケースがありましたら、教えてください。

4	行政から情報提供を求めたいこと

中学校の生徒の安全を確保するために更なる崖地対策が必要かどうか施設管理の視点から見解をお示しいただけると助かります。

また、崖地対策としてどのような施策があるのか教えてください。

5	提案など

中央区協議会・西地域分科会_2026.3.4

急傾斜地対策事業について

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

通称：「土砂法」・「土砂災害防止法」

この法律は土砂災害から生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、その地区における警戒避難体制の整備を図ることとしています。

警戒避難体制を整備するべき土地の区域を土砂災害警戒区域（イエローゾーン）、その警戒区域のうち急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）といいます。

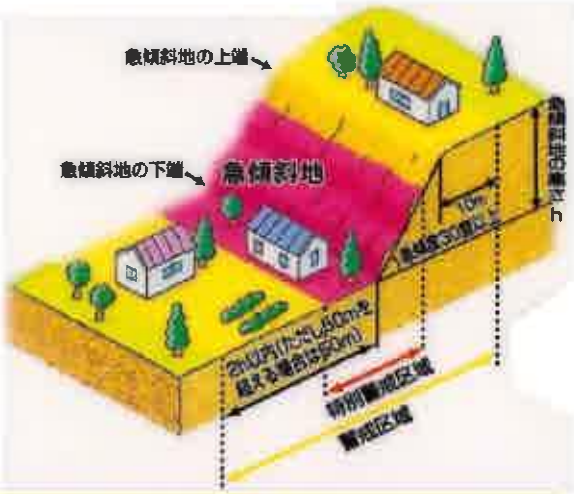

警戒区域

崩壊した土石等によって、被害を受けるおそれのある区域です。
この区域では、土砂災害を防止するための警戒避難体制が整備されます。
市町の地域防災計画に定められるとともに、警戒区域や避難所等を記載したハザードマップが関係者に配布されることになります。

土砂災害警戒情報等の気象情報や市町からの防災情報に注意しましょう。

大雨時は、県と気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報等の気象情報や市町からの防災情報に注意して、いざという場合に備えましょう。

避難路や避難場所を確認しておきましょう。

避難に備え、避難場所がどこにあるのか、安全にたどり着くにはどの道を通るのか等を普段から確認しておきましょう。

宅地建物取引における説明の義務

■宅地建物の取引業者は、宅地や建物の売買等にあたり、相手方に警戒区域にあることの説明が必要です。

要配慮者利用施設管理者等の避難確保計画の作成等の義務

■要配慮者利用施設の管理者等は（土砂災害が発生するおそれがある場合における）利用者の円滑かつ迅速な避難を図るために、必要な事項を定めた計画を作成し、避難訓練を実施することが必要です。

特別警戒区域

崩壊した土石等によって、住宅等の建築物が倒壊し、住んでいる人の生命や身体に大きな危害が生ずるおそれがある区域です。
この区域で開発しようとしたり、住宅等の建築物を建築する場合などは、次のような許可や確認などが必要になります。
※「住宅等の建築物」とは、建築基準法第2条第4号に規定する居室を有する建築物です。

住宅の新築・改築には建築確認が必要です。

建築確認では、土石等が到達し、住宅に作用すると想定される力に対し、その構造が安全であるかどうかの審査がされます。

宅地建物取引における説明の義務

■特定開発では、県の許可後でなければ、住宅の広告や売買の契約を結ぶことができません。
■宅地建物の取引業者は、宅地や建物の売買にあたり、相手方に以下の説明が必要です。
○特別警戒区域にあること
○特定開発行為の許可について

特定開発行為には県の許可が必要です。

特定開発行為とは、次のような用途の建築物を建てるための行為をいいます。
・自己用以外の住宅
（住宅分譲、マンション、社員住宅）
・要配慮者利用施設
（幼稚園、老人ホーム、病院など）
特定開発行為を行う場合には、あらかじめ県の許可を受ける必要があります。
上記建築物の敷地に土石等が流入しないような対策工事の計画を申請し、工事完了の確認により、特別警戒区域の範囲を見直します。

特別警戒区域からの移転に対する支援

■がけ地近接等危険住宅移転事業
特別警戒区域から移転し、代替住宅を建設する場合、その費用の一部（限度額あり）が補助されます。

○危険住宅の除去等に要する経費の一部
○危険住宅に代わる住宅の建設（購入）に要する経費を金融機関から借り入れた場合の利子の一部

※当制度に関するお問い合わせは、「くらし・環境部 建築住宅局 建築安全推進課」までお願いします。054-221-3292

■ 住宅金融支援機構による資金の融資
移転勧告を受け、代替住宅の建設、土地を取得する場合、融資が受けられます。

※土石等により、著しい損害が生じるおそれのある住宅に対し、県が移転等の勧告を行う場合があります。

資料6

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律

通称：「急傾斜地法」

この法律は、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を防止するために必要な措置をとることで、国民の生活・生計の安定と国土の保全に役立てることとしています。

この法律では急傾斜地崩壊危険区域が指定されます。指定要件は主に傾斜度 30° 以上、高さ 5m以上、危険が生ずる人家 5 戸以上となっています。

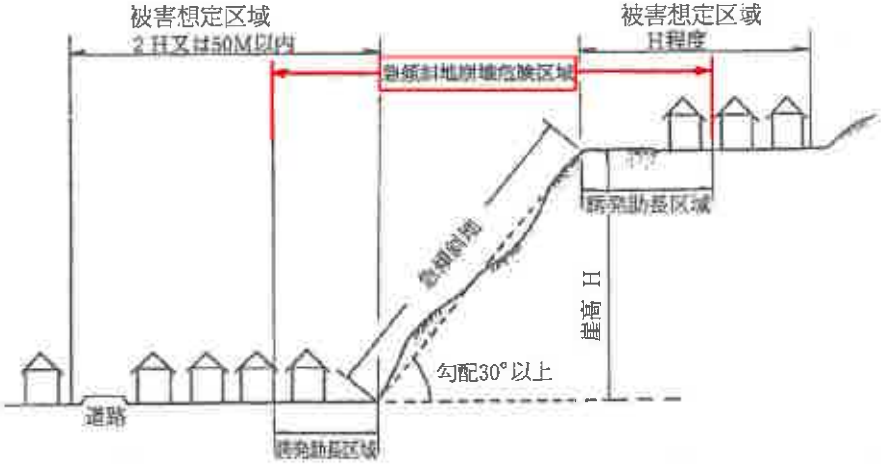

急傾斜地崩壊防止工事の施行やその他必要な措置をとることとなります。

（「令和７年度　地域課題（まとめ）」から抜粋し、再掲）

資料 7

No.	1	提案委員氏名	井嶋　誠
1	件名	災害備蓄について	
2	「地域課題」		

市の防災倉庫の備蓄品は決して十分であるとは言えず、自主防災隊でも備蓄を進めています。

舞阪地区などの津波浸水区域の方が高台にある神久呂地区に避難されるケースもあるのではないかという意見もあり、何処まで自主防災隊で備蓄を進めるべきか苦慮しています。

3	他の委員に依頼したいこと

（１）災害備蓄品の備蓄状況について

お住いの地域や各委員の家庭の災害備蓄品の備蓄状況について教えてください。

（２）災害備蓄の基準（考え方）について

お住まいの地域の自主防災隊や各委員個人の災害備蓄の基準や考え方についてお示しいただけると助かります。

（３）他地区への避難想定について

津波の浸水想定区域などにお住まいの方や区域内などの自主防災隊が、お住いの地区の避難所ではなく、他地区に避難することも想定（計画）している場合は、情報提供をお願いします。

4	行政から情報提供を求めたいこと

災害備蓄品がどこにどれだけあるのか、防災倉庫にどのような防災資機材が配備されているのか地域に十分に周知されている状況とは言えません。

地域で適切な備蓄を進めるためにも、また、住んでいる地域を超えた避難を円滑に進めるためにも、災害備蓄品や防災資機材の備蓄・配備についてどのように周知を図っていくのか教えてください。

5	提案など

○地域の方への提案

・浜松市の出前講座（DIG など）の利用をすることで防災の知識を深めていただく。

○浜松市への提案

・備蓄品のチェックリスト（種類・量・保管場所など）を作成し、各戸に配付することで、在宅備蓄を促進する。

・行政が実施している防災施策について、自主防災隊にとどまらず、全ての市民に対し周知するよう広報を強化する。

片山委員提供資料

資料 8

令和８年２月１日
委員名：片山幸一

【地域課題】　No.1「災害備蓄について」（井嶋 誠 委員）

市の防災倉庫の備蓄品は決して十分であるとは言えず、自主防災隊でも備蓄を進めています。

舞阪地区などの津波浸水区域の方が高台にある神久呂地区に避難されるケースもあるのではないかという意見もあり、何処まで自主防災隊で備蓄を進めるべきか苦慮しています。

３．他の委員に依頼したいこと

（２）災害備蓄の基準（考え方）について

一弁自治会自主防災隊の備蓄についての考え方は、
各家庭で3日分(自助)、自主防災隊で3日分(共助)としています。
また、災害関連死を防ぐためにも、「TKB-W」を整えることを目標にしています。
【T:トイレ(衛生)、K:キッチン(食事)、B:ベッド(睡眠)、W:ウオーム(保温)】

現在の、主な備蓄品は、飲料水・携帯トイレ・非常食であり、
保管場所は防災倉庫と公民館の2カ所に分散して保管しています。

なお、備蓄品3日分を保管可能なスペースが無く、実質的には1～2日分
しか備蓄出来ていないのが現状です。
従って、他地区からの避難については想定していません。

（舞阪町第一弁天島自治会）

（１）災害備蓄品の備蓄状況について（別紙）

（３）他地区への避難想定について

当地域は津波浸水想定区域ですが、他地区への避難についてのアンケート等は行っていませんので、他地区へ避難をする方がどの程度あるかは把握ができていません。

しかし、地震により、津波警報や大津波警報が出た場合、他地域の避難者がどの程度あるかを把握することは必要と考えます。

（舞阪町砂町自治会）

我が家の備蓄品チェックリスト

最低3日間、できれば7日間生活できる準備

項目は命を守るマニュアルを参考

名　前	片山　幸一	家族数	3人	
⑤点検日	令和8年2月1日			

項目	品名	①基準（目安）	家族の人数分必要数 ②1日分	③3日分（最低）	④7日分	⑤ 備蓄数	過不足数 ⑤−④
非常食	飲料水	1日3ℓ/一人	9ℓ	27ℓ	63ℓ	60ℓ	▲ 3ℓ
	アルファ化米	（7日分）の食料を備蓄					
	乾パン						
	缶詰						
	インスタント食品						
給水	ポリタンク					1個	
	非常用給水袋					1個	
	食器類（紙コップ、紙プレート）	適量					
燃料	卓上コンロ					3台	
	ガスボンベ	1本で約90分				12本	
	ライター					7個	
	マッチ					30個	
衣類	上着	（7日分）の生活に必要な衣類を用意					
	下着						
	靴下						
	タオル						
	毛布						
生活用品	使い捨てカイロ	（7日分）の使用する量を用意				50個	
	ウェットティッシュ					300枚	
	ティッシュペーパー					13箱	
	ウェットタオル					30本	
	ビニール袋						
	ラップ・アルミホイール						
	洗面用具						
	ドライシャンプー						
トイレ	簡易・携帯トイレ	1日5回/一人	15回分	45回分	105回分	61回分	▲ 44回分
	組立式トイレ（段ボール）					10個	
乾電池	単1					8個	
	単2					2個	
	単3					32個	
	単4					42個	

別冊資料

中央区協議会（代表会）からの連絡事項について

令和８年２月１２日開催の中央区協議会（代表会）での議事及び他地域の地域分科会からの報告等について、報告します。

１　代表会の議事

（１）＜協議事項＞

ア 令和８年度の中央区協議会の審議案件の棲み分けについて
… P.　【別 1】

（２）＜報告事項＞

ア 令和８年度区政運営方針の基本方針について　… P.　【別 5】

イ 追加分のパブリック・コメント（パブコメ）の取扱い結果について
… P.　【別 9】

２　地域分科会からの報告

（１）≪中地域分科会≫（地域分科会への）付託事項に係る報告

・公共施設複合化「佐鳴台地区」事業構想　… P.　【別 15】

（２）≪中地域分科会≫中地域分科会における意見・要望等

・三方原地区コミュニティ協議会からの要望に対する回答について
… P.　【別 21】

（３）≪東地域分科会≫地域課題に係る報告

・自治会と民間事業者等の災害協定の締結状況について
… P.　【別 31】

（４）≪南地域分科会≫ 地域課題に係る報告

・地域の高齢化による交通問題について… P.　【別 43】

３　その他

・新武道館整備事業について … P.　【別 45】

協議ーア

第９号様式

区　協　議　会

区　　分	□諮問事項　　■協議事項　　□報告事項
件　　名	令和８年度の中央区協議会の審議案件の棲み分けについて
事業の概要 （背景、経緯、 現状、課題等）	市からの諮問、協議、報告事項について、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例第20条の規定により、代表会は、必要があると認める事項について、地域分科会に付託し、審議させることができる。 【参考】 区協議会マニュアル（抜粋） 第４章　区協議会への諮問等 ２　年間スケジュール （１）代表会 ・定例的に地域分科会に付託する案件は前年度末等にあらかじめ代表会で地域分科会に付託することを諮ってください。
対象の区協議会	中央区協議会（中央区代表会）
内　　容	令和８年度中央区協議会で審議する案件のうち、代表会から地域分科会へ付託する案件について、諮るもの。
備　考 （答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など）	―
担当課	中央区区振興課

【 別 2 】

令和８年度の中央区協議会の審議案件の棲み分けについて

中央区・区振興課

１　概要

- 市からの諮問、協議、報告事項について、代表会で審議するか、各地域分科会（中・東・西・南）へ付託するか調整が必要。
- 定例的に地域分科会に付託する案件について、あらかじめ定めるもの。

２　審議案件の棲み分けについて

（１）代表会

中央区域全体に関する事項を議論

A【諮問事項】公の施設の設置又は廃止など

B【協議事項】条例や計画のパブリック・コメントなど

（区協議会から説明を求められた場合については、代表会又は地域分科会のいずれか一方となることから、案件ごとに各地域分科会の意見を踏まえ、代表会で最終決定）

C【報告事項】区政運営方針への提案、報告

D【報告事項】中央区協議会からの意見・要望付き答申への対応状況など

※必要があると認める事項について、地域分科会へ付託することができる。

（２）地域分科会へ付託

各地域に関する事項を議論

E　地域課題の議論

（地区コミュニティ協議会や地域分科会の委員から寄せられた地域課題など）

F【諮問事項】中央区役所の予算編成（所掌区域のみ）の諮問、答申、結果

G【協議事項】地域力向上事業（助成事業）の提案（※）、事後評価

（※）「少額及び地区コミュニティ協議会への助成事業」を除く

H【報告事項】地域力向上事業（少額及び地区コミュニティ協議会への助成事業）の提案

I【報告事項】地域力向上事業（協働センター等を核とした地域課題解決事業）の提案

J 代表会からの付託案件

【 別 4 】

報告ーア

第９号様式

区　協　議　会

区　　分	□諮問事項　　□協議事項　　■報告事項
件　　名	令和８年度区政運営方針の基本方針について
事業の概要 （背景、経緯、 現状、課題等）	○背景 区民の皆様とともに地域の課題を解決し、市民サービスの向上や暮らしやすい地域づくりを進めるために、区長が区政運営に当たっての基本的な方針、区の取組課題等を区政運営方針として毎年度公表している。 令和８年度の区政運営における基本方針について、中央区代表会及び各地域分科会で協議を行った。
対象の区協議会	中央区協議会（代表会）
内　　容	中央区代表会及び各地域分科会では、令和８年度も令和７年度区政運営方針の基本方針を継続することについて異議がなかったため、以下のとおり決定したことを報告するもの。 ＜令和８年度中央区区政運営方針　基本方針＞ ①地域の多彩な特色を活かし、 にぎわいと豊かな文化を育む魅力あるまちづくり ②安全・安心に暮らせるまちづくり ③共生のこころで支え合い、やさしさあふれるまちづくり
備　考 （答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など）	○今後の主な予定 令和８年３月　令和８年度事業を掲載した区政運営方針（案）について分科会で協議 令和８年５月　令和８年度中央区区政運営方針を代表会及び分科会で報告、公表
担当課	中央区区振興課

【 別 6 】

参考

令和７年度　中央区区政運営方針　体系図

将来像 （期間：令和7～16年度（10年間）） キャッチフレーズ	中央区　調和と融和で紡ぐ　豊かな暮らしの輪
10年後の目指す姿	令和6年1月の区再編により誕生した中央区には、商業施設や官公庁などの都市機能に加え、豊かな自然や景勝地、観光資源、世界に誇る産業など多彩な魅力があります。 これらの魅力を中央区に関わるすべての人が尊重し合い、引き続き大切にするとともに、その魅力が高まり、区全体が発展できるよう「調和と融和」で紡いでまいります。 中央区の魅力を最大限に活かし、安全・安心でだれもが輝き豊かで暮らしやすく、一人ひとりの幸福感が地域にそして区全体に輪として広がるまちを目指します。

基本方針 （期間：単年度（原則、毎年度策定））	主な事業 （期間：単年度）
①地域の多彩な特色を活かし、にぎわいと豊かな文化を育む魅力あるまちづくり 中央区の持つ景勝地や文化・スポーツ施設などの様々な地域資源の活用や、これまで育まれてきた歴史や文化などの特色を活かした事業に取り組みます。	Ｐ５～Ｐ１０
②安全・安心に暮らせるまちづくり 交通事故ワースト１からの脱却を図り、市民の交通安全意識向上のための事業に取り組みます。 また、津波や河川氾濫、土砂災害などの中央区の災害特性を踏まえた啓発や支援に取り組みます。	Ｐ１１～Ｐ１３
③共生のこころで支え合い、やさしさあふれるまちづくり 中央区に関わるだれもが暮らしやすいまちにするため、様々な福祉課題に向き合い相談支援の推進に取り組みます。 また、市民の健やかな生活のため、子育て支援事業や健康づくり事業に取り組みます。	Ｐ１４～Ｐ１６

将来像の実現に向け、３つの基本方針を掲げ、中央区協議会（地域分科会）の運営や地域コミュニティ活動の推進など市民協働によりまちづくりを進めます。

【別 8 】

第９号様式

報告ーイ

区　協　議　会

区　　分	□諮問事項　　□協議事項　　■報告事項
件　　名	追加分のパブリック・コメント(パブコメ)の取扱い結果について
事業の概要 （背景、経緯、 現状、課題等）	・５月代表会、10月代表会において、令和７年度に実施するパブコメ案件（６件）の取扱い結果を報告済。 ・令和７年度の区協議会におけるパブコメに関する運用は次のとおり。 **パブコメの運用区分** ①原則として、概要版の配付による情報提供を行う。 ただし、以下②、③の場合は区協議会での説明を行う。 ②パブコメ実施課の判断によって意見を聴取する必要がある場合。 ③区協議会から求められた場合。（ただし、説明は代表会又は地域分科会のどちらか一方）
対象の区協議会	中央区協議会（中央区代表会）
内　　容	・新たに追加されたパブコメ案件（１件）について、各地域分科会の意向を確認したため、その取扱い結果を報告するもの。 ＜追加のパブコメ案件の概要＞ ・実施担当課：予防課 ・件名：浜松市火災予防条例の一部改正（案） ＜スケジュール＞ **２月代表会**： 別紙１「フローチャート」により整理することを決定。 ▼ **５月代表会**：４月までに各地域分科会で意向確認したパブコメ案件（５件）の取扱い結果を報告。 別紙２「一覧表」のとおり。 ▼ **10月代表会**：各地域分科会で意向確認した追加分のパブコメ案件（１件）の取扱い結果を報告。 別紙２「一覧表」のとおり。 ▼ **Ｒ８．２月代表会**：各地域分科会で意向確認した追加分のパブコメ案件（１件）の取扱い結果を報告。 別紙２「一覧表」のとおり。
備　考 （答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など）	―
担当課	中央区区振興課

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

フローチャート（パブリック・コメント案件の取扱い基準）

別紙1

※資料配付の考え方

・地域分科会へ説明又は資料配付する場合、代表会には資料配付しない。（委員重複のため）
・代表会へ説明する場合は、地域分科会へ資料配付する。

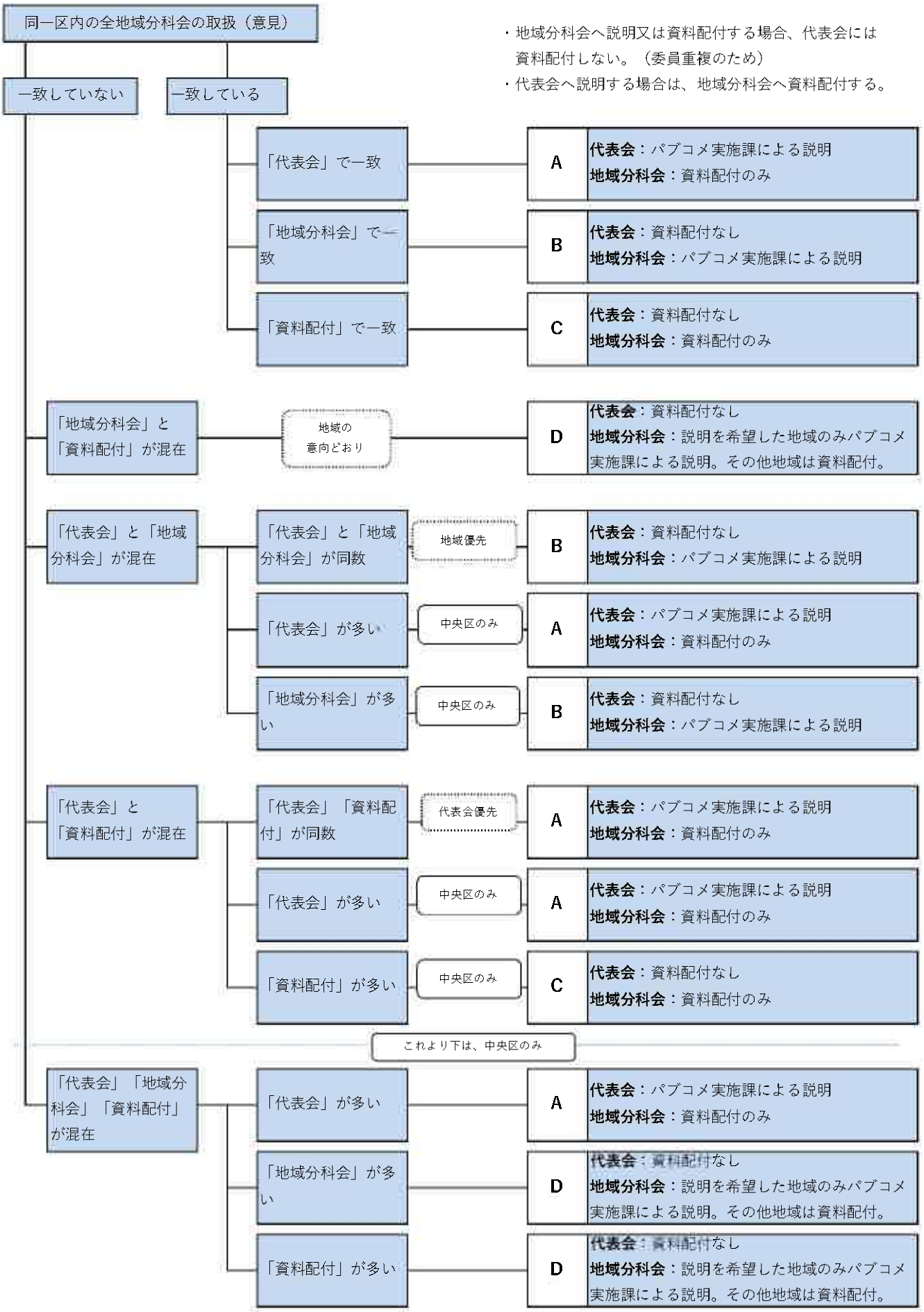

中央区協議会　パブリック・コメント案件を取扱う会議一覧表

中央区・区振興課

別紙2

≪フローチャートによる取扱い区分≫

【取扱い項目が全会一致の場合】

指定の取扱い項目とする。

【取扱い項目が混在する場合】

①最も多い項目を、取扱い項目とする。

②同数の場合は、よりきめ細かな対応の取扱い項目とする。

・項目が「代表会」と「分科会」が混在した場合は、「分科会」とする。

・項目が「代表会」と「資料配付」が混在した場合は、「代表会」とする。

③項目が「分科会」と「資料配付」が混在した場合は、各地域分科会の意向を尊重する。

No.	件名	地域分科会の意向結果					フローチャートによる決定			
		中	東	西	南		中	東	西	南
1	浜松市生涯学習推進大綱（案）	分科会	分科会	分科会	分科会	→	分科会	分科会	分科会	分科会
2	浜松市中心市街地活性化ビジョン（案）	分科会	分科会	分科会	分科会	→	分科会	分科会	分科会	分科会
3	浜松市防災都市づくり計画（案）	分科会	分科会	分科会	分科会	→	分科会	分科会	分科会	分科会
4	浜松市土地利用方針（案）	分科会	分科会	分科会	分科会	→	分科会	分科会	分科会	分科会
5	浜松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（案）	資料配付	分科会	分科会	資料配付	→	資料配付	分科会	分科会	資料配付
6	浜松市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）	分科会	分科会	分科会	資料配付	→	分科会	分科会	分科会	資料配付
R7.12追加 7	浜松市火災予防条例の一部改正（案）	資料配付	資料配付	資料配付	資料配付	→	資料配付	資料配付	資料配付	資料配付

代表会　・・・代表会で審議

分科会　・・・分科会で審議

資料配付　・・・説明なし・概要版配付のみ

協議ーイ

（中地域分科会）付託事項に係る報告（令和８年２月）

件名	公共施設複合化「佐鳴台地区」事業構想	開催月	令和７年 12 月
内容	○背景・目的 ・令和７年４月に第２期「浜松市公共施設等総合管理計画」を策定。庁内会議を設置し、公共施設複合化の検討を実施。 ・複合化にあたっては、子育て支援や教育の充実、地域コミュニティの活性化などの視点から検討し、「元気なまち・浜松」の実現に資する施設を目指す。 ○経緯 ・佐鳴台地区は、小中学校ともに老朽化していること、各１校で隣接していること、児童生徒数の減少により建設当初の教室数に対し学級数が半減していることから、小中一貫校化の検討を開始。同時に、老朽化が進行する協働センターについて、同一敷地内に必要面積が確保できることから小中学校との複合化を検討した。 ・特別な支援を要する児童生徒への支援体制の充実のため、教育と福祉の連携強化の取組みとして、子どものこころの診療所の同一敷地内への併設を検討した。 ○内容 ・「公共施設複合化「佐鳴台地区」事業構想」について協議するもの。		
所管課	教育施設課、市民協働・地域政策課、障害保健福祉課		

質問・意見・回答	委員からの主な質問・意見等	担当課回答（要旨）
	１　「こども・若者の居場所の創造による利便性向上」とあるが、どのようなものを想定しているか教えていただきたい。	１　中高生などのこどもが勉強するための場所や、若者のみならず大人や高齢者にとっても自由に出入りが可能な居心地の良い快適な空間を創造していきたい。
	２　「佐鳴台地区」の学校を、浜松市の中で先進的な取組をする学校として位置づけていくのか。	２　複合化の第一号となるため、モデル校にしていきたい。
	３　災害時のことも構想に入っているのか。	３　当該施設は防災拠点としての機能強化を目指しており、避難所開設の迅速化、備蓄倉庫の充実、施設のバリアフリー化などにより要支援者の避難を迅速に行うことが可能になると考えている。
	４　すばらしい計画である。浜松の第一号という形で全国に広められるような施設を作っていただきたい。	４（意見）

【令和７年12月24日開催】
中央区協議会（中地域分科会）資料

第９号様式

<table>
<tr><td colspan="2">区　　分</td><td colspan="4">□諮問事項　　■協議事項　　□報告事項</td></tr>
<tr><td colspan="2">件　　名</td><td colspan="4">公共施設複合化「佐鳴台地区」事業構想</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業の概要
（背景、経緯、
現状、課題等）</td><td colspan="4">○背景・目的
・令和７年４月に第２期「浜松市公共施設等総合管理計画」を策定。庁内会議を設置し、公共施設複合化の検討を実施。
・複合化にあたっては、市民の安全・安心と利便性向上のみならず、子育て支援や教育の充実、地域コミュニティの活性化などの視点から検討し、「元気なまち・浜松」の実現に資する施設を目指す。
○経緯
・佐鳴台地区は、小中学校ともに老朽化していること、各１校で隣接していること、児童生徒数の減少により建設当初の教室数に対し学級数が半減していることから、小中一貫校化の検討を開始。同時に、同じく老朽化が進行する協働センターについて、同一敷地内に必要面積が確保できることから小中学校との複合化を検討した。
・教育全体の課題である特別な支援を要する児童生徒への支援体制の充実のため、教育と福祉の連携強化の取組みとして、施設の老朽化などの課題がある子どものこころの診療所の同一敷地内への併設を検討した。</td></tr>
<tr><td colspan="2">対象の区協議会</td><td colspan="4">中央区協議会（中地域分科会）</td></tr>
<tr><td colspan="2">内　　容</td><td colspan="4">「公共施設複合化「佐鳴台地区」事業構想」について、概要を説明するとともに、内容について協議するもの。</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　考
（答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など）</td><td colspan="4">協議結果を得たい時期：令和７年12月</td></tr>
<tr><td rowspan="2">担当課</td><td rowspan="2">教育施設課
市民協働・地域政策課
障害保健福祉課</td><td rowspan="2">担当者</td><td rowspan="2">安田　玲
（教育施設課）</td><td rowspan="2">電話</td><td rowspan="2">457-2403</td></tr>
<tr></tr>
</table>

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

公共施設複合化「佐鳴台地区」事業構想　（案）「検討資料」

1　目　的

◆佐鳴台地域の住民交流の促進による地域コミュニティの活性化、郷土愛の醸成
◆生涯学習機能や子育て支援施設の一体化、こども・若者の居場所の創造による利便性向上
◆小中一貫校化による９年間の学びと育ちをつなぐ小中一貫教育の推進
◆医療・福祉・教育連携によるインクルーシブ教育、教員育成・支援の充実
◆インクルーシブ社会の実現に向けた施設・環境の創出

地域サービスの充実化と子どもたちが地域と共に学んでいく〝地域中核施設〟を目指した学校と協働センターによる効果的な施設活用の実現と、障がいの有無にかかわらず互いの個性を尊重し合いながら共に生きる共生社会の実現のため、全ての子どもたちが同じ場で共に学ぶ〝インクルーシブ教育〟を理念に、教職員の専門性の向上と切れ目のない支援体制を目指した教育・医療・福祉の機能連携強化の実現に向けた、学校施設を中心とした公共機能の施設複合化整備

2　複合化　機能相関図　～２軸の複合施設～

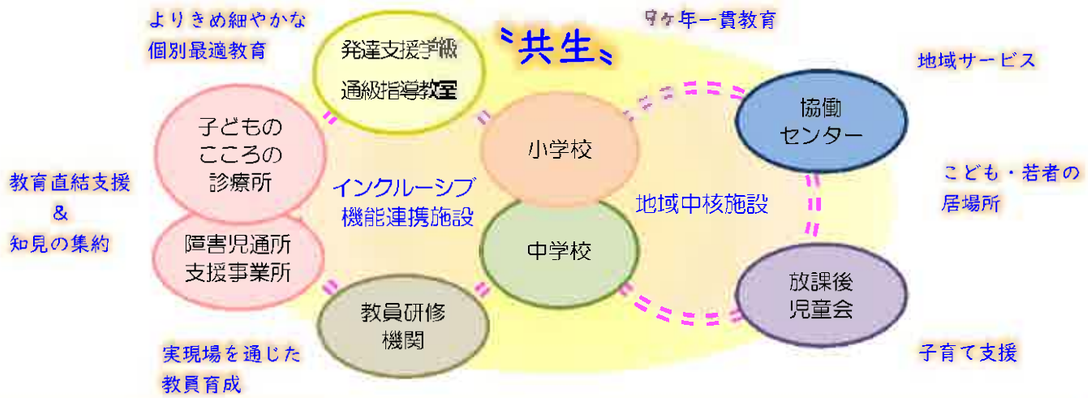

3　施設複合化イメージ

〈　周　辺　図　〉

施設名	建設年度（R7時築年数）	延床面積（現況）
佐鳴台小／放課後児童会	1976年　（築49年）	5,876㎡
佐鳴台中	1985年　（築40年）	6,236㎡
佐鳴台協働センター	1986年　（築39年）	1,224㎡
子どものこころの診療所	1974年　（築51年）	825㎡
全施設合計		14,161㎡

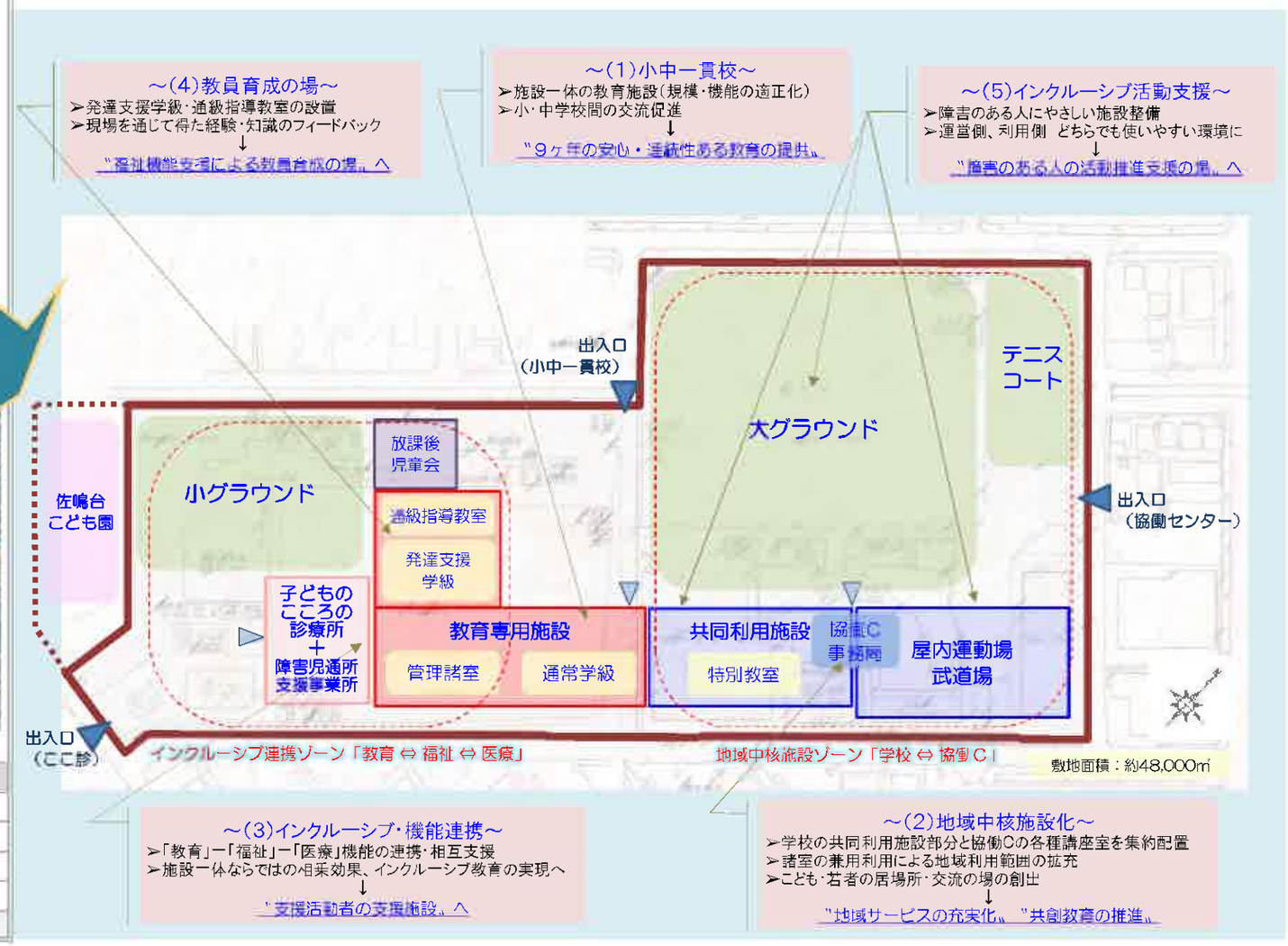

報告－中

中地域分科会における意見・要望等（令和８年２月）

件名	三方原地区コミュニティ協議会からの要望に対する回答について（三方原協働センター附設体育館壁面収納折畳みステージの設置）	開催月	令和７年 11 月
内容	○背景 ・三方原協働センター体育館では、別棟倉庫からポータブルステージを移動させて組み立てているが、経年劣化により設置や撤去が円滑にできない状態である。また、床板の段差により使用時に利用者が怪我をする危険性がある。 ・移動・設置時の危険性や、設置に多大な労力が必要なことから、女性や高齢者が多い利用団体からポータブルステージの設置は嫌厭されている。 ・当センターを利用する地域活動団体から、附設体育館の大規模改修に併せて壁面収納式ステージ設置の要望があった。 ○要望内容 ・三方原協働センター附設体育館の大規模改修工事の着工に併せて、体育館に壁面収納折畳みステージを設置するよう要望する。		
所管課	市民協働・地域政策課		
回答 （方針等）	・三方原協働センターでは、令和４年度から施設管理や生涯学習講座等の企画運営を、地域住民で構成する浜松北地域まちづくり協議会に担っていただいており、協議会の皆様が中心となって、地域ニーズに沿った様々な取組を進めていただいている。 ・現在のポータブルステージは、協働センターまつりにおいて、地域活動団体の成果発表の場として活用いただいている。管理運営を担っていただいている協議会の皆様がステージの運搬・設営を行うなか、多大な時間と労力がかかるほか、老朽化による危険性もあるとお聞きしている。 ・また、地域活動団体等から、日頃の成果活動の発表の場としてステージの活用希望がある一方で、設置に係る労力や危険性により活用を躊躇する要因となっているという声も伺っている。 ・今後も協議会の皆様が継続して管理運営を担っていただけるよう、また、様々な地域活動において、協働センターの体育館を気軽に安心してご利用いただけるよう、三方原協働センターのステージ設置については、準備や片付けに要する地域住民の負担の軽減と、安全性の確保を図ることを念頭に置き、検討を進めていく。		

浜市協第 120 号
令和7年11月4日

浜松市中央区協議会中地域分科会
会長　鈴木義明　様

浜松市長　中野　祐介
（市民協働・地域政策課）

三方原協働センター附設体育館壁面収納折畳みステージの設置についての要望に対する回答について

（要望内容）

三方原協働センター附設体育館の大規模改修工事の着工併せて、体育館に壁面収納折畳みステージを設置するよう要望する。

（回答）

三方原協働センターでは、令和４年度から施設管理や生涯学習講座等の企画運営を、地域住民で構成する浜松北地域まちづくり協議会に担っていただいており、協議会の皆様が中心となって、地域ニーズに沿った様々な取組みを進めていただいています。

現在のポータブルステージは、協働センターまつりにおいて、地域活動団体の成果発表の場として活用いただいています。管理運営を担っていただいている協議会の皆様がステージの運搬・設置を行うなか、多大な時間と労力がかかるほか、老朽化による危険性もあるとお聞きしています。

また、地域活動団体等から、日ごろの活動成果の発表の場としてステージの活用希望がある一方で、設置に係る労力や危険性により活用を躊躇する要因となっているという声も伺っています。

今後も協議会の皆様が継続して管理運営を担っていただけるよう、また、様々な地域活動において、協働センターの体育館を気軽に安心してご利用いただけるよう、三方原協働センターのステージ設備については、準備や片付けに要する地域住民の負担の軽減と、安全性の確保を図ることを念頭に置き、検討を進めてまいります。

令和７年７月９日

中央区協議会（中地域分科会）
会長　　鈴木　義明　様

三方原地区コミュニティ協議会
会　長　鈴木　登志郎

三方原協働センター附設体育館壁面収納折畳みステージの設置について（要望）

三方原協働センターの体育館には常設ステージが無く、毎回、別棟倉庫と体育館の間に脚付き渡り板を３台（約 40kg/台）設置し、館内には養生シートを敷き、ポータブルステージを 12 台（約 60kg/台）移動させて組立てて（12 人で約２時間）います。

ポータブルステージは購入から約 40 年が経過し、経年劣化により骨組みの歪みや金属部の錆びが顕著でキャスターの動きも悪く、設置や撤去が円滑にできない状態となっています。

また、ポータブルステージの高さ調節ねじ（１台につき６か所）を操作しても床板に段差が生じてしまうため、使用時に利用者がつまずく危険性など怪我への留意も必要となっています。

さらに、サッシなどの段差が招く移動時の横転による下敷きやステージが二つ折りの構造であることから骨組みで指を挟む危険性、脚付き渡し板設置時及びポータブルステージ移動作業時に最低２名以上の労力が必要なことなどから、女性や高齢者が多い利用団体ではステージの設置は嫌厭されています。

三方原地区には 200 人規模の講演会や演奏会が開催できるステージ付きの会場が少なく、当センターを利用する地域活動団体からは、附設体育館の大規模改修に併せて壁面収納式ステージ設置の要望があり、設置と収納が各６分程度と簡易に操作できる壁面収納式ステージが設置されることにより、体育館のステージ設置や撤去作業の負担や怪我の心配が軽減されます。

したがって、講演会や演奏会として利用する地域活動団体の利便性が向上し、地域の活動拠点となる協働センターの機能強化が図られ、地域住民の期待に応えられることから下記のとおり要望します。

記

令和６年度以降先送りとなっている三方原協働センター附設体育館の大規模改修工事の着工に併せて、体育館に壁面収納折畳みステージを設置すること。

【要望】参考資料１

三方原協働センター附設体育館にステージを設置する手順と収納の現状

①　左：別棟倉庫　右：体育館

②渡し板を設置し、ステージを移動

③倉庫から渡し板を出して設置

④倉庫と体育館の間に３枚設置

⑤倉庫内の格納状況（ステージ）

⑥倉庫内の格納状況（渡し板）

⑦組立て時に手を挟みやすい箇所

⑧キャスター部分

⑨ステージ活用例　その１

⑩ステージ活用例　その２

【要望】参考資料２

ND-30

電動式
壁面収納折畳みステージ

全体を広く使える新発想の折り畳みステージ

操作動画公開中
YouTube でチェック!

ND-30 の施工実績
はこちらから

特徴

従来の２ツ折ステージ

従来の 2 ツ折ステージは収納部の天床高が低く、ステージ全体を活用できないことがありました。

ND-30/NS-30

デッドスペース “0”

収納部の天井が高いのでステージに人が乗っても頭が当たりません!

スペースを広々と利用可能!

ステージの収納部を高くして、利用時のデッドスペースをなくしました。

※一部対応できないサイズもございます。詳しくはお問い合わせください。
※床材の長尺シート仕様は、剥離の恐れがあるため不適切です。

簡単ボタン操作

リモートスイッチ(標準仕様)

操作盤仕様

リモート受け

側幕板(着脱式)

ND-30 を展開した時に、ステージ側面の目隠しになります。幕板の仕上材は、設置場所の内装意匠に合わせることができます。

製品参考図

● ステージ奥行 4,000mm 以下

正面図

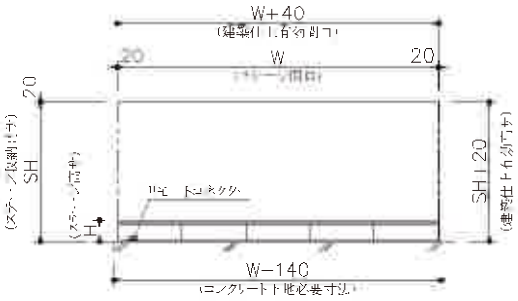

側面図

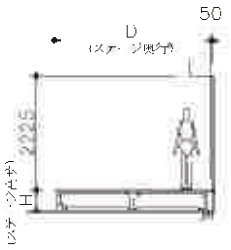

収納時側面図

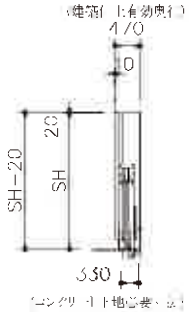

D4000mm 以下 SH = 2400 - 195 + H

● ステージ奥行 4,001mm 以上

正面図

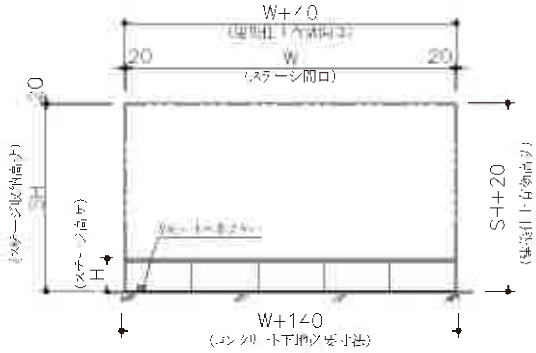

側面図

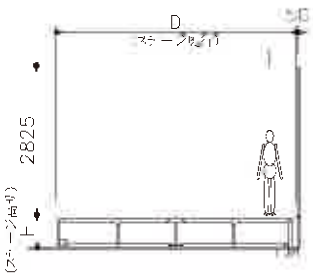

収納時側面図

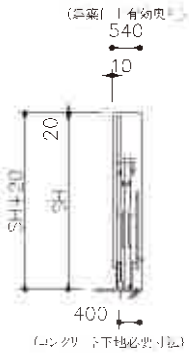

D4001mm 以上 SH = 3000 - 195 + H

標準仕様

床材	t12 ナラフローリング
框	ナラ集成材
幕板	ナラ木目ポリエステル化粧合板貼り
走行ローラー	ウレタンゴム
駆動	三相 200V(単相 200V、単相 100V も対応可)

※床材・框・幕板は、設置場所の内装意匠に合わせて様々な材質で対応できます。
※収納部にはコンクリート下地が必要です。

ステージサイズ

間口 (W)		4,000 ～ 16,000
奥行 (D)		3,000 ～ 5,000
高さ (H)		300・400・600・800・1000
収納奥行	奥行 4,000 以下	470
	奥行 4,001 以上	540

単位：mm

※上記サイズは規格サイズです。サイズ・台数は建築計画にあわせて自由に設定できます。

地域課題－東

（東地域分科会）地域課題に係る報告（令和８年２月）

件名	自治会と民間事業者等との災害協定の締結状況について	開催月	令和７年８月
内容	○背景又は取り上げた理由 各自治会等が地元の企業や団体と締結する災害協定は、その締結状況について共有することで委員の関心を高め、好事例の横展開が可能になると考えたため。 ○内容 １月に開催した東地域分科会の「地域課題」の時間において、下記のとおり地域防災委員会から活動報告及び情報発信があった。 ・令和７年 12 月 16 日に開催した第３回地域防災委員会にて、東地域内自治会等が締結している災害協定の内容について、別紙「東地域災害協定一覧（以下、「一覧」）」を作成した。 ・災害協定の締結の事例を紹介することにより、締結に係るハードルが下がると思われる。		
所管課	東行政センター		
質問・意見・回答	委員からの主な質問・意見等	回答	
	一覧に記載されていない災害協定について情報があれば共有していただきたい。随時一覧を更新していきたい。	（意見）	

別紙

東地域災害協定一覧

協定の種類	対象（自治会等）	締結先企業・団体	協定内容	協定書の有無	締結日
車両の一時避難場所	笠井新田町（若草団地一部住民）	静岡県温室農協浜松支所	風水害時の一時避難場所としての使用（車両）	不明	ー
	北島町自治会	イオンモール浜松市野	風水害時の一時避難場所としての使用（車両）	無	ー
	北島町自治会	コストコホールセール	風水害時の一時避難場所としての使用（車両）	無	ー
	北島町自治会	エディオン和田店	風水害時の一時避難場所としての使用（車両）	無	ー
	龍光町自治会	鈴与建設㈱浜松支店	風水害時の一時避難場所としての使用（車両）	無	ー
	龍光町自治会	鈴与オートテックサービス㈱	風水害時の一時避難場所としての使用（車両）	無	ー
	長上自治会連合会	野村不動産ライフ＆スポーツ㈱ メガロス浜松市野	風水害時の一時避難場所としての使用（車両）	有	令和7年3月7日
住民の一時避難場所	北島町自治会	創価学会浜松平和会館事務所	大規模地震時の一時避難所としての使用（住民）	有	令和元年5月30日
	長上自治会連合会	野村不動産ライフ＆スポーツ㈱ メガロス浜松市野	大規模地震または風水害時の一時避難所としての使用（住民）	有	令和7年3月7日
	和田町自治会	㈱杏林堂薬局和田店	大規模地震または風水害時の一時避難所としての使用（住民）	有	令和元年12月6日
	植松町自治会	（一社）中部地域づくり協会浜松支所	大規模地震または風水害時の一時避難所としての使用（住民）	有	平成27年7月1日
物資等の援助	薬師町自治会	静岡県西部生コンクリート協同組合	災害時の井戸水提供	不明	ー
	長上自治会連合会	特定非営利法人サスティナブルネット	災害時の食料提供	不明	ー

※一覧に掲載の企業への協力要請は、対象自治会へ確認をした後に行ってください。

※地域防災委員会では個別交渉を行いません。

※協定の詳細については対象の自治会へお問い合わせください。

災害協定一覧（　　地区）

対象（自治会等） A	締結先企業・団体 B	協定内容 C	協定書の有無 D	締結日 E

①A欄：対象は自治会または各種団体になります。
②B欄：相手方の法人名等を記入してください。支店・出張所などの出先名で締結している場合はその旨を記載してください。
②C欄：詳細に記載してください。特に地震や風水害等の災害の種類、車両や住民などの避難・支援対象は必ず記載してください。
④D欄：協定書または覚書などの書面を取り交わしている場合は「有」としてください。
⑤E欄：書面で協定を締結している場合は締結日を記入してください。それ以外の場合は何時頃から協力関係があるか記入してください。

災害時における一時避難場所としての使用に関する協定

災害時における一時避難場所として●●が所有する施設を使用することに関し、○○町自治会（以下「甲」という。）と●●（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、浜松市内に大規模な地震あるいは洪水等の災害が発生し、または発生する恐れがある場合に、乙の協力を得て乙の所有する施設を一時避難場所として○○町○○地区に居住する住民（以下「地区住民」という。）を避難させるにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

（一時避難場所の指定、周知）

第２条　甲は、この協定による施設を、民間協力緊急一時避難場所として位置付けたこと、当該場所は、緊急的、一時的な避難場所として乙の協力により開設されるものであることから、当該場所においても被災する可能性があることを理解し、自己の責任において避難する施設であることを地区住民に周知する。

（使用施設）

第３条　乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から一時避難場所として地区住民に使用させるものとする。ただし、乙が被災し、使用させることが困難であると判断した時はこの限りではない。

使用施設　名称　●●
　　所在地　浜松市○区○○　○番地の○
　　位　置　●●の敷地内の●●

（使用範囲）

第４条　一時避難場所として使用できる範囲は別紙のとおりとする。

（施設変更の報告）

第５条　乙は、使用施設の整備工事その他の事情により施設の使用が不可能になるときには、甲に連絡するものとする。また、当該事情がなくなり施設が使用できるようになったときも同様とする。

（一時避難場所の開設）

第６条　甲は、次の場合、乙に対して第３条の施設を一時避難場所として開設するよう要請することができる。

（１）大規模な地震や地震による津波あるいは台風等による洪水等の災害が発生し、または発生する恐れがあり、地区住民の避難に緊急を要する場合。

（２）その他、著しく地区住民の生命を脅かす事態になり、甲が乙の施設に避難させる必要があると認めた場合。

２　前項の要請は、甲が乙に対し文書または口頭（電話連絡を含む）で行うものとする。

３　乙は、甲の要請を待たず、自主的に一時避難場所として開設する場合は、その旨を甲に連絡する。

（費用の負担）
第７条　使用施設の使用料は無料とする。
２　使用施設を一時避難場所として開設したことにより生じた光熱水費等の費用、損害復旧費用については、甲が負担するものとする。

（期間等）
第８条　本協定に基づく一時避難場所の開設期間は、災害時等において避難者の安全が確保され、避難者が帰宅または指定の避難所等へ移動するまでの期間とする。ただし、災害等の状況により延長して利用することが必要と認められる場合は、甲乙協議のうえ決定する。

（連絡責任者）
第９条　この協定に関する連絡責任者は、以下のとおりとする。
①甲においては、○○町自治会長
②乙においては、●●長

（協議）
第10条　この協定に定めのない事項またはこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

（協定期間）
第11条　この協定の期間は、協定締結の日から、当該年度末の３月31日までとする。
ただし、期間満了の日の１ヶ月前までに甲乙いずれかから協定解除または変更の申出がないときは、さらに１年延長するものとし、以後はこの例によるものとする。

この協定締結の証として本書２通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　　氏名　浜松市　区　　町自治会
自治会長

乙　　所在地
氏名　●●社
●●長

災害時における一時避難場所としての使用に関する協定

災害時における一時避難場所として●●が所有する施設を使用することに関し、○○町自治会（以下「甲」という。）と●●（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、浜松市内に洪水等の災害が発生し、または発生する恐れがある場合に、乙の協力を得て乙の所有する施設を車両の一時避難場所として、○○町○○地区に居住する住民の車両（以下「車両」という。）を避難させるにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

（一時避難場所の指定、周知）

第２条　甲は、この協定による施設を、民間協力緊急一時避難場所として位置付けたこと、当該場所は、緊急的、一時的な避難場所として乙の協力により開設されるものであることから、当該場所においても被災する可能性があることを理解し、自己の責任において避難する施設であることを地区住民に周知する。

（使用施設）

第３条　乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から一時避難場所として地区住民に使用させるものとする。ただし、乙が被災し、使用させることが困難であると判断した時はこの限りではない。

使用施設　名称　●●
　　所在地　浜松市○区○○　○番地の○
　　位　置　●●の敷地内の●●

（使用範囲）

第４条　一時避難場所として使用できる範囲は別紙のとおりとする。

（施設変更の報告）

第５条　乙は、使用施設の整備工事その他の事情により施設の使用が不可能になるときには、甲に連絡するものとする。また、当該事情がなくなり施設が使用できるようになったときも同様とする。

（一時避難場所の開設）

第６条　甲は、次の場合、乙に対して第３条の施設を一時避難場所として開設するよう要請することができる。

（１）大規模な地震や地震による津波あるいは台風等による洪水等の災害が発生し、または発生する恐れがあり、地区住民の避難に緊急を要する場合。

（２）その他、著しく地区住民の生命を脅かす事態になり、甲が乙の施設に避難させる必要があると認めた場合。

２　前項の要請は、甲が乙に対し文書または口頭（電話連絡を含む）で行うものとする。

３　乙は、甲の要請を待たず、自主的に一時避難場所として開設する場合は、その旨を甲に連絡する。

（費用の負担）
第７条　使用施設の使用料は無料とする。
２　使用施設を一時避難場所として開設したことにより生じた光熱水費等の費用、損害復旧費用については、甲が負担するものとする。

（期間等）
第８条　本協定に基づく一時避難場所の開設期間は、災害時等において地区住民の安全が確保され、車両を自宅へ移動するまでの期間とする。ただし、災害等の状況により延長して利用することが必要と認められる場合は、甲乙協議のうえ決定する。

（連絡責任者）
第９条　この協定に関する連絡責任者は、以下のとおりとする。
①甲においては、○○町自治会長
②乙においては、●●長

（協議）
第10条　この協定に定めのない事項またはこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

（協定期間）
第11条　この協定の期間は、協定締結の日から、当該年度末の３月31日までとする。
ただし、期間満了の日の１ヶ月前までに甲乙いずれかから協定解除または変更の申出がないときは、さらに１年延長するものとし、以後はこの例によるものとする。

この協定締結の証として本書２通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　　氏名　浜松市　区　　町自治会
自治会長

乙　　所在地
氏名　●●社
●●長

災害時における○○の供給に関する協定

○○町自治会（以下「甲」という。）と○○社（以下「乙」という。）は、災害時における○○の供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、浜松市内で風水害及び地震、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下、「災害時）という。）において、○○町○○地区に居住する住民（以下「地区住民」という。）に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条 甲は、災害時において、○○の供給に関して、様式１要請書（以下「要請書」という。）をもって、乙に対して要請することができる。

２　緊急を要する時は、口頭、電話等により要請し、その後、速やかに「要請書」を提出するものとする。

（協力の実施）

第３条 乙は、甲からの要請を受けた場合は、特に業務上の支障、その他やむを得ない事由のない限り、地区住民に対して○○の積極的な供給を行うものとする。

（運搬、引渡し）

第４条　○○の引き渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、乙が行うものとする。ただし乙の運搬が困難な場合は、甲の指定する者が行うものとする。

（費用の負担）

第５条　○○の供給にかかる費用は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害発生直前時における適正な価格を基準として、甲乙協議して決定する。

３　第１項に規定する費用は、乙からの請求後、速やかに支払うものとする。

（連絡責任者）

第６条 この協定に関する連絡責任者は、以下のとおりとする。

（１）甲においては、○○町自治会長

（２）乙においては、○○社○○長

（協議）
第７条 この協定に定めのない事項またはこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）
第８条 この協定の期間は、協定締結の日から、当該年度末の３月 31 日までとする。
ただし、期間満了の日の１ヶ月前までに甲乙いずれかから協定解除または変更の申出がないときは、さらに１年延長するものとし、以後はこの例によるものとする。

この協定締結の証として本書２通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和○年○月○日

甲　浜松市○区○町自治会
自治会長　○○

乙　浜松市○区○町 XXXX-XXXX
○○社
○○長　○○

様式１　　年　　月　　日

○○社　様

浜松市○区○町自治会
自治会長名

○○の供給に関する要請書

「災害時における○○の供給に関する協定書」に基づき、次のとおり要請します。
本様式を受信後は、すみやかに下部の要請受諾の可否を連絡担当者宛てに連絡ください。

電話等による連絡日時	年　月　日　時　分		
要請する○○の種類・数量	品目	数量	単位
搬入先（複数箇所の場合は別紙を作成）	住所： 名称： 現地担当者： TEL：		
搬入希望日時	年　月　日　時　分		
備考			
連絡担当者	所属： 氏名： TEL・FAX： メールアドレス：		

【受諾要請可否】　可　／　否　※どちらかに○をつける。

受諾内容（一部可能など受諾可否の補足内容）	
担当者・連絡先（TEL・FAX）	

地域課題－南

（南地域分科会）地域課題に係る報告（令和８年２月）

件名	地域の高齢化による交通問題について	開催月	令和８年１月
内容	○背景 高齢者の運転免許証返納後は、通院や買い物等の活動すべてが止まってしまうなどの課題がある。 ○内容 地域の高齢化とともに、交通移動手段の確保が難しい現状を踏まえ、意見交換会を行った。		
所管課	南行政センター		

質問・意見・回答	委員からの主な質問・意見等	回答
	不便さを解消するための地域の取り組み（サポート体制）について教えていただきたい。	・シニアサロン等の地域の集まりや近隣で相談し合い、問題を共有する。 ・安定している三輪車を利用する。 ・移動スーパーや宅配サービスを利用する。 ・送迎バスを出す病院があると聞いたことがあるため確認してみると良い。 ・家族の支援があると良い。 ・地域のシニアサロン等で横の繋がりを強くする。 ・車の乗り合いにより、地域行事等へ参加するなど、お互いに協力し合う体制を作る。 ・コミュニティバスや乗り合い運行等があると良い。 ・スクールバスの空き時間を活用した福祉バスの生活支援事業など、他市町村の取り組みを参考にし、地域と浜松市の力を借りて地域の高齢化による交通問題を良くしたい。

その他－（1）

令和8年2月5日

市民文教委員会

市民部スポーツ振興課

新武道館整備事業について

1 目的

施設規模及び建設候補地の選定にかかる検討結果について報告するもの。

2 背景

・現在の市武道館は昭和 52 年の供用開始から築 49 年が経過し、老朽化に加えて吊り天井の脱落対策技術基準への適合を含む大規模改修が必要となっている。

・令和6年5月 10 日の市民文教委員会において、令和5年度に実施した新武道館整備計画の策定状況報告の中で建設候補地及び施設規模等を公表した。

・令和 7 年 8 月に浜松アリーナリニューアル整備事業が入札不調となったことに伴う整備計画の見直しなどにより、新武道館に求める役割に変化が生じた。

3 整備概要

（1）事業の位置付け

区分	基本計画	令和7年度検討結果
①役　割	プロフィット化する浜松アリーナ利用者の受入施設のひとつ	道の駅整備と併せて篠原地区周辺エリアの賑わい創出
②建設地	雄踏総合公園、可美総合公園、遠州灘海浜公園篠原地区（ToBiO 北側）	遠州灘海浜公園篠原地区（ToBiO 北側）
③用　途	武道競技のほか、パラスポーツなど多種目が可能な施設（フロアに支柱設置が必要な競技は不可）	武道競技やパラスポーツ、バスケットボールなど体育館を使用する競技全般に対応可能な施設（多目的武道館）

（2）建設地

・篠原地区は、県が進める公園整備のほか、道の駅整備が計画されており、新武道館利用者が道の駅を利用するなど相乗効果が期待される。

・篠原地区は他の候補地と比較し地盤が良好であり、建設コスト面での優位性がある。

	篠原地区	可美公園	雄踏総合公園
基礎種別（建築面積約 6000 ㎡）	直接基礎 ・トビオ：地盤改良 H=2m	杭基礎 ・総合センター：杭H=12m	杭基礎 ・雄踏総体：杭H=14m
既存解体	なし	あり（工作物、樹木等）	あり（工作物、樹木等）
工期・工事時間制約	通常工期 ・時間制約なし	既存解体→追加工期 ・時間制約あり（公園利用者、近接住宅街等への配慮）	既存解体→追加工期 ・時間制約あり（公園利用者、近接住宅街等への配慮）
工事用地（現場事務所等）	建設地内で確保可能	公園内又は敷地外で確保 → 要追加費用	公園内又は敷地外で確保 → 要追加費用

（３）施設規模

剣道や卓球など 1,000 人規模の大型市内大会に対応可能な B 案とする。

・B 案:メインアリーナ 56m×42m（剣道 12 面）、サブアリーナ 35m×35m（剣道 4 面）

4　整備スケジュール

令和　8 年度　　基本設計

令和　9 年度～　実施設計

令和 10 年度～　造成工事

令和 11 年度～　建設工事、令和 14 年度供用開始予定

参　考

令和６年５月10日

市民文教委員会

スポーツ振興課

新武道館整備基本計画策定業務について

１　経過

・現武道館は築46年が経過、老朽化や特定天井の改修など法定を含む大規模改修が必要
・近隣への騒音や駐車場不足、空調設備未設置による熱中症対策などが課題
・浜松市剣道連盟等の利用団体からも建替えについて要望あり
・令和５年度、新武道館整備基本計画において、施設規模及び建設地を調査

２　概要

・新たな武道館は、武道競技のほかパラスポーツなど多種目スポーツが可能な施設を想定
　※支柱用の床金具等は非設置を想定（卓球、フットサル、新体操、バスケットなど）
・プロチームや興行などプロフィット化を軸とする浜松アリーナ利用者の受入先の一つとしても想定
・建設地については、既存スポーツ施設の同敷地内又は隣接地等で、必要面積の確保が可能と想定される、雄踏町（雄踏総合公園）、増楽町（可美総合公園）、篠原町（トピオ北側）を候補として整理（敷地面積の確保、公共交通機関の利便性など）

３　整備案について

（１）新武道館について（別紙）

Ａ案）メインアリーナ　56m×35m（剣道８面）＋　サブアリーナ　35m×35m（剣道４面）
Ｂ案）メインアリーナ　56m×42m（剣道12面）＋　サブアリーナ　35m×35m（剣道４面）
※サブアリーナは柔道場（４面）を兼ねる

【施設概要】

項目	Ａ案	Ｂ案※
概算工事費	49.9億円	53.5億円
建築面積	5,602㎡	6,064㎡
延床面積	7,294㎡	7,847㎡
観客席数	固定：903席（車いす用：15席） 仮設：1,344席	固定：983席（車いす用：15席） 仮設：1,680席
他競技利用の面数	フットサル１面、ハンドボール１面、新体操６面、卓球20台、ボッチャ９面、ゴールボール３面	フットサル２面、ハンドボール２面、新体操９面、卓球24台、ボッチャ10面、ゴールボール３面
駐車台数	一般車両335台、大型バス20台、多目的６台	一般車両310台、大型バス20台、多目的６台

◎共通：運営経費：９千万円/年間（サーラグリーンアリーナ程度を想定）
◎Ａ案については、ロールバック席を追加した場合：800席の拡大可能（約2.4億円増）

【参考：既存の浜松武道館・静岡県武道館との比較】

	建築面積	延床面積	競技面積	座席数	駐車台数
浜松武道館	1,628.12 ㎡	2,056.82 ㎡	4 面	400 席	130 台
静岡県武道館	－	12,914.00 ㎡	10 面	2,440 席	105 台

※静岡県武道館：競技面積・座席数は、大道場・第一道場・第二道場を合算した数

【参考：市内体育館とのメインアリーナ面積比較】

▼B案:2,352 ㎡　▼A案:1,960 ㎡

	浜松アリーナ	サーラグリーンアリーナ	引佐総合体育館	雄踏総合体育館
メイン	65×44m（2,860 ㎡）	53×38m（2,014 ㎡）	50×35m（1,750 ㎡）	33×47m（1,551 ㎡）
サブ	40×34m（1,360 ㎡）	31×27m（837 ㎡）	55×22m（1,210 ㎡）	17×24m（408 ㎡）
観客席	3,544 席 （ﾛｰﾙﾊﾞｯｸ 1,056 席）	1,060 席	570 席	464 席

（２）候補地について

【必要面積の整理】

① 新武道館の建築用地面積（約 50,000 ㎡）

→算定した新武道館の建築面積約 6,000 ㎡に対し、3 候補地がいずれも都市計画公園で建蔽率 12%と指定されていることから建築用地として必要な敷地面積は最低約 50,000 ㎡で設定

② 新武道館に必要な最大駐車場面積（約 13,400 ㎡）

→各団体の大会時の利用を最大（ピーク）と想定した場合に必要となる駐車場面積を約 13,400 ㎡で設定

合計　63,400 ㎡

【条件の整理】　※調査結果を基にスポーツ振興課で整理

判定項目		雄踏町（雄踏総合公園）	増楽町（可美総合公園）	篠原町（トビオ北側）
用地の確保		公園内の既存施設の廃止及び用途変更等による確保が必要	公園内の既存施設の廃止及び用途変更等による確保が必要	事業認可の変更等により確保可能
建築面積の確保		残建築面積は約 19,000 ㎡であり、確保可能	残建築面積は約 7,000 ㎡であり、確保可能	建蔽率の見直し等により確保が必要
公共交通機関の利便性	最寄り駅	JR 舞阪駅から車*で約 6 分の移動時間	JR 高塚駅から車*で約 3 分の移動時間	JR 高塚駅から車※で約 5 分の移動時間
	最寄りバス停留所	近傍に 1 箇所のバス停留所あり 時間当たり平均運行本数は平日 0.58、休日 0.60	近傍に 1 箇所のバス停留所あり 時間当たり平均運行本数は平日 0.67、休日 0.53	近傍に 1 箇所のバス停留所あり 時間当たり平均運行本数は平日、休日とも同一ダイヤで 0.48

* 自動車移動距離（郊外）：約 420m と想定

4　今後の進め方（令和 6 年度）

・令和 5 年度基本構想に基づき、発注支援業務の中で規模や建設地などを最終検討

・浜松アリーナ、他の体育館改修などによる休館期間等を勘案、大会を含む利用者への影響が最小限となるようスケジュールを調整

別紙

〔Ａ案：メインアリーナ８面＋サブアリーナ４面〕

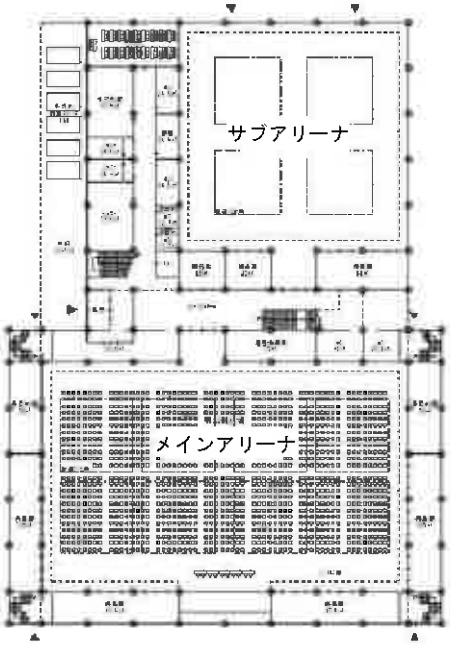

〔1F 平面図〕

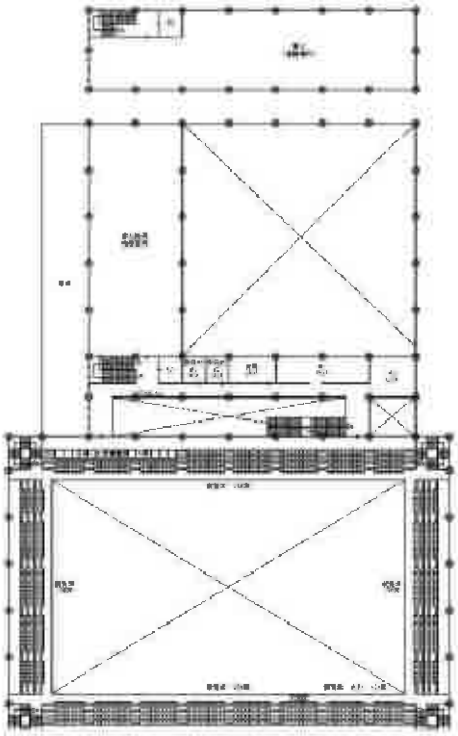

〔2F 平面図〕

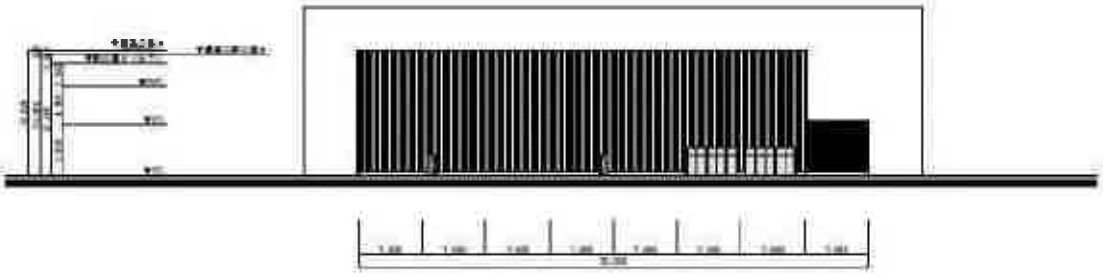

〔短辺方向 立面図〕

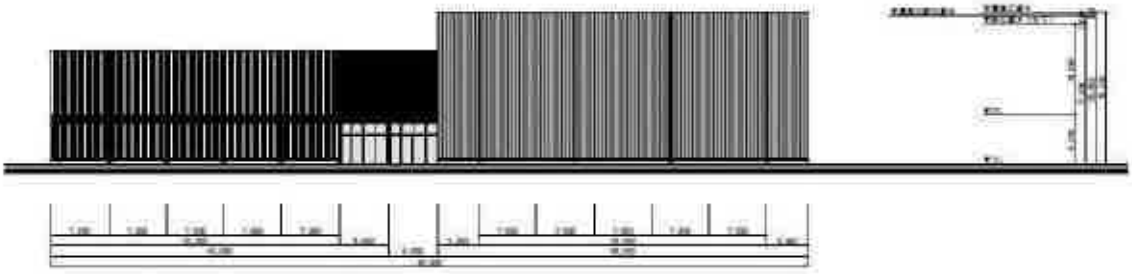

〔長辺方向 立面図〕

図１　モデルプラン（Ａ案）

〔B案：メインアリーナ12面＋サブアリーナ４面〕

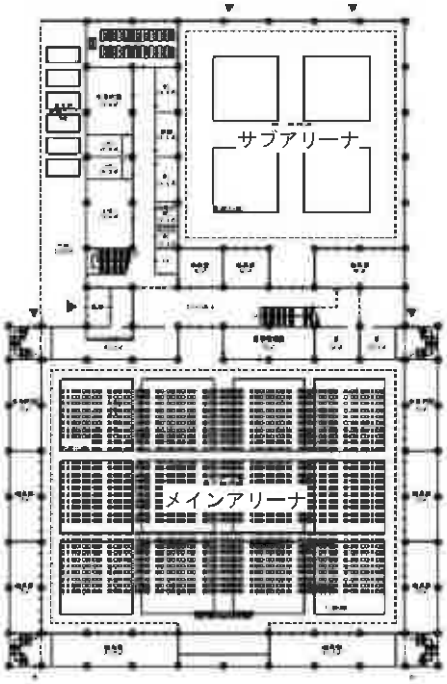

〔1F 平面図〕

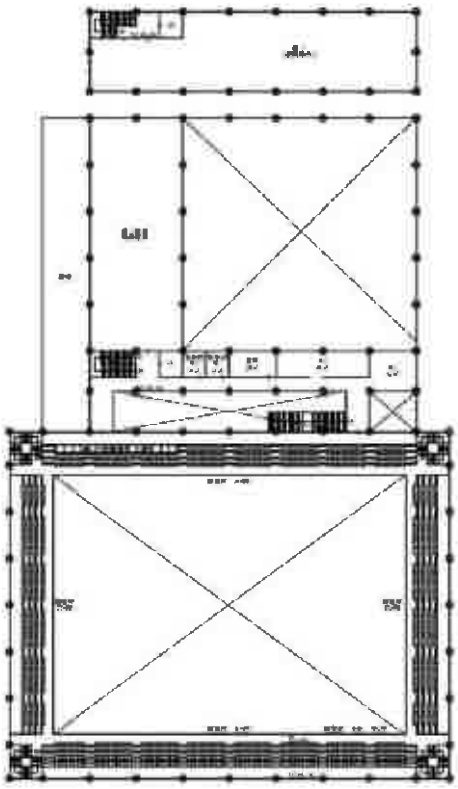

〔2F 平面図〕

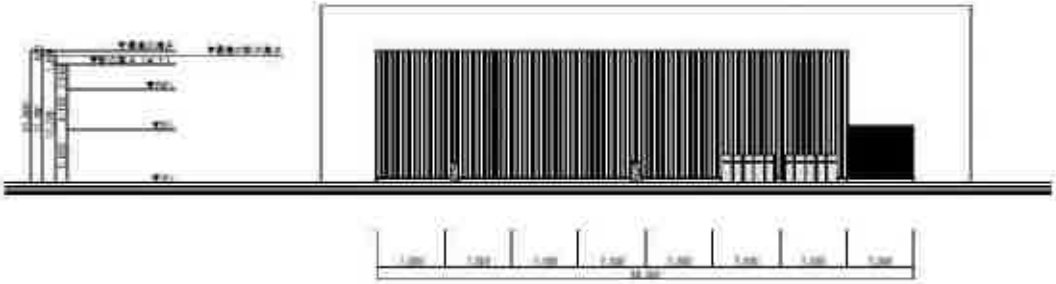

〔短辺方向 立面図〕

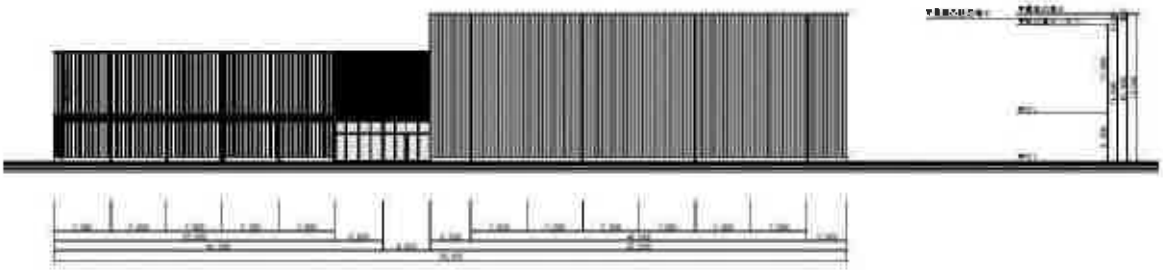

〔長辺方向 立面図〕

図２　モデルプラン（Ｂ案）

〔イメージパース〕

図３　モデルプラン（Ｂ案）

※モデルプラン（Ａ案）は、Ｂ案より長辺方向のスパンが短くなるが、外観イメージは大きく変わらない。

資料 A

【令和７年度第１２回中央区協議会西地域分科会】

①	**地域課題（「災害備蓄について」）提案書** **「４　行政から情報提供を求めたいこと」から抜粋** 災害備蓄品がどこにどれだけあるのか、防災倉庫にどのような防災資機材が配備されているのか地域に十分に周知されている状況とは言えません。 地域で適切な備蓄を進めるためにも、また、住んでいる地域を超えた避難を円滑に進めるためにも、災害備蓄品や防災資機材の備蓄・配備についてどのように周知を図っていくのか教えてください。 **危機管理課の回答** ・防災倉庫の備蓄品や資機材の一覧については、避難所開設の迅速化のために設置する「ファーストミッションボックス」の中に格納することを予定しています。 ・今後については、その一覧表を使用し、自主防災隊や地区防災班員などの関係者が集まる地域防災連携連絡会の場を活用して、防災倉庫の備蓄品等を確認していただきたいです。
②	**地域課題（「災害備蓄について」）提案書** **「５　提案など」「○浜松市への提案」から抜粋** 行政が実施している防災施策について、自主防災隊にとどまらず、全ての市民に対し周知するよう広報を強化する。 **危機管理課の回答** ・周知方法については、出前講座、防災イベント、防災委員研修会、広報はままつ、HP、新聞、SNS など、あらゆる方法を用いて引き続き周知していきます。

（新規）ファーストミッションボックス用防災資機材の購入	危機管理監危機管理課 電話：457-2537

（単位：千円）

予算款	基本計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
消防費	安全・安心・快適	3,201	1,066	0	0	2,135

※地域防災計画整備事業の一部

目的	ファーストミッションボックス用防災資機材を整備することにより、災害発生時に自主防災隊などの関係者が迅速かつ適切に避難所を開設できるようにする。
背景	・大規模災害時は市職員や施設職員等が避難所に参集できない可能性があり、避難者が先に集まることで混乱が予想される。 ・速やかに避難所運営の初動対応ができるよう、やるべき任務を記載したチェックリスト及び必要な資機材をあらかじめ用意しておくことが有効である。
事業内容	発災直後に必要となる避難所開設における避難所の安全確認、トイレの設営、避難スペースの区画割等の行動マニュアルや資機材の入ったファーストミッションボックスを整備する。 １　事業内容 ・市内指定避難所 182 か所の防災倉庫に配備 ・指示書とアクションカード・防災資機材をパッケージ化 ２　期待される効果 ・避難所開設の迅速化 ・避難者の混乱防止

＜整備品のイメージ＞

（出典）
岡崎市 HP

資料 B

非常持出品・備蓄品を準備しよう

年に２回の点検日を決めてチェックしましょう。

非常持出品チェックリスト　持ち出しできる量を考えて準備

項目	品　名	(　/　)	(　/　)	項目	品　名	(　/　)	(　/　)
必需品	携帯ラジオ			救急セット・常備薬	救急用品セット（ばんそうこう、消毒薬、ガーゼなど）		
	懐中電灯				マスク		
	予備電池				持病の薬、常備薬		
	ヘルメット・防災ずきん				おくすり手帳		
	笛（ホイッスル）			衣類	衣類（上着・下着・靴下）		
	軍手、くつ、スリッパ				雨がっぱなど		
	筆記用具、メモ帳			生活用品	携帯トイレ		
貴重品	現金(1,000 円札と公衆電話用の 10 円玉)				万能ナイフ、はさみなど		
	通帳類・証書類（預貯金通帳、免許証、健康保険証など）				ライター、マッチ		
	印鑑				使い捨てカイロ		
非常食	飲料水(1 あたり必要最低限 500ml×3 本程度)				ウェットティッシュ、ティッシュペーパーなど		
	非常食（アルファ化米、乾パン、缶詰など）、箸・スプーン				ビニール袋		
					洗面用具(タオル、歯ブラシ)		
				その他	この冊子・防災マップ		

備蓄品チェックリスト　最低３日間、できれば７日間生活できる準備

項目	品　名	(　/　)	(　/　)	項目	品　名	(　/　)	(　/　)
非常食	飲料水（1 人 1 日 3 リットルが目安）			衣類	衣類（上着・下着・靴下）		
	非常食（アルファ化米、乾パン、缶詰、インスタント食品など）				タオル、毛布		
				生活用品	携帯トイレ（1人1日5回が目安		
					ウェットティッシュ、ティッシュペーパーなど		
	ポリタンク・非常用給水袋				ビニール袋		
	食器類（紙皿、紙コップなど）				ラップ、アルミホイル		
燃料	卓上コンロ、ガスボンベ				使い捨てカイロ		
	ライター、マッチ				洗面用具、ドライシャンプー		

個別に必要なもの

【女性】□生理用品　□携帯用ビデ　□防犯ブザーなど
【赤ちゃん（乳幼児）・妊婦さん】
□粉ミルク、離乳食　□哺乳びん　□おんぶ・抱っこ紐
□おむつ・お尻ふき　□バスタオル
□母子健康手帳　など
【その他】
□予備メガネ、コンタクトレンズ　□予備補聴器
□予備入れ歯　□介護用品　□大人用紙おむつ　□つえ

常に持ち歩くもの

□ 笛（ホイッスル）
□ 携帯食（チョコレートなど）
□ 携帯電話、モバイルバッテリー
□ 救急セット、常備薬
□ マスク、ハンカチ、ティッシュ
□ 使い捨てカイロ
□ 防災カード　など

この冊子は別に「詳細版」も作成しており、ホームページで閲覧することができます。浜松市　区版避難行動計画　検索

発行／令和７年４月
浜松市中央区西行政センター　〒431-0193　浜松市中央区雄踏一丁目31番1号　☎ 053-597-1112
浜 松 市 危 機 管 理 課　〒430-8652　浜松市中央区元城町103番の2　☎ 053-457-2537

災害特性 P1
地震・津波 P3
風水害・土砂災害 P9
避難所 P15
1 災害から身を守る
2 災害に備える P21
3 わが家の防災チェック P29

更新日：2025年6月12日

【災害用パンフレット】区版避難行動計画

【西行政センター追記】右記の二次元コードを通じて、
浜松市公式ホームページの当該ページを閲覧できます。

策定の背景と目的

約1,588平方キロメートルと広大な面積を持つ本市は、津波、土砂崩れ、河川のはん濫など地域によって重点的に備えるべき災害事象が異なります。

防災対策を推進する上で大切なことは、「自助」「共助」「公助」のバランスを保つことですが、そのためには、それぞれの役割分担を正しくお伝えし、理解してもらうことが大切です。

そこで、一人でも多くの市民の命を守るため、地域によって異なる災害特性を踏まえた上で、「災害時に市民のみなさんがどのような行動をとればよいのか」を、具体的に示した区版避難行動計画を策定し、平成25年4月「広報はままつ4月号」と一緒に、居住区の区版避難行動計画（保存版、防災マップ、防災カード）を各世帯に配布しました。

また、平成25年6月27日に「静岡県第4次地震被害想定」が公表されたことなどを受け、平成25年11月には「広報はままつ11月号」と一緒に、居住区の区版避難行動計画（平成25年11月情報更新版）についても各世帯に配布しました。

※防災マップの海抜表示について

海抜は一定間隔ごとに測量されるため、既存の建物と測量地点とが重なった場合には、建物の高さが表示されていますのでご注意ください。

各区共通

防災カード（PDF：586KB）

中央区（旧中区）（令和7年4月改訂）

中地域区版避難行動計画【保存版】わが身を守ろう！（PDF：8,969KB）

中区版避難行動計画【詳細版】（PDF：22,139KB）

中央区（旧東区）（令和7年4月改訂）

東地域区版避難行動計画【保存版】守れいのち！（PDF：8,677KB）

東区版避難行動計画【詳細版】（PDF：20,598KB）

中央区（旧西区）（令和7年4月改訂）

西地域区版避難行動計画【保存版】命を守るマニュアル（PDF：8,538KB）

西区版避難行動計画【詳細版】（PDF：28,641KB）

中央区（旧南区）（令和7年4月改訂）

南地域区版避難行動計画【保存版】災害から生き抜くために（PDF：8,379KB）

南区版避難行動計画【詳細版】（PDF：8,167KB）

浜名区（旧北区）（令和7年4月改訂）

北地域区版避難行動計画【保存版】いざという時に（PDF：8,541KB）

北区版避難行動計画【詳細版】(1)（PDF：8,867KB）(2)（PDF：8,846KB）(3)（PDF：7,387KB）(4)（PDF：9,602KB）

浜名区（旧浜北区）（令和7年4月改訂）

浜北地域区版避難行動計画【保存版】災害から身を守る（PDF：8,466KB）

資料 C

平成30年2月24日

2月11日防災講座の受講報告

講師　特定非営利活動法人
御前崎災害支援ネットワーク　代表理事　落合恵美子さん

女性部
副部長　中村久実

避難行動

日頃から子供も含めて家庭内で話し合う

①家にいる時、寝ている時
②学校にいる時　⇒（お母さんが、お父さんが和地小学校まで歩いて迎えに行くからね）
③通学時　⇒花川の向こう側の場合
　⇒花川のこちら側の場合
④友達の家へ遊びに行っている時、習い事に行っている時
⑤職場にいる時
⑥志都呂のイオンや出先、遠出をしている時

すぐ避難できるようにリュックに必要品を入れて自宅出入口や寝室、倉庫、車に乗せておく
一人1個のリュックに衣類、医薬品、衛生用品やその他必需品をいれておく（家族分）

避難生活

①トイレ　・見た目では使えると判断しても、配管が壊れている場合があるからすぐに使わない
　（詰まっていて溢れる場合がある）
　・大きいビニール袋を二枚重ねて、ネコの砂やおしっこシートを入れて使用し、内側の袋を捨てる

②食糧　・集会所のアルファ米の備蓄は約150食程度。1軒に2食行き渡るかどうか
　・日頃からローリングストックをしていく
　・市販のアルファ米は高いので、普通のお米を1升ビンに鷹の爪と入れ、プチプチで巻いて保存
　（約1年保存可能）
　・小さいビニール袋を二重にして、お米と水を同量入れ、アルミの鍋で沸騰したお湯に入れ30分煮る
　（必ず袋内の空気を抜く　※膨張防止）　日頃食べなれている レトルト食品、缶詰め
　（少ないきれいな水で、箸も皿もいらないので衛生的）

③衛生　・尿漏れナプキンのストック（男性用、女性用とも）
　（震災後はお風呂になかなか入れないので、ナプキンの交換だけでとりあえず済む）
　（赤ちゃん用のおしりふきが有効）
　・歯ブラシは病気予防の口腔ケアで必要（マウスウォッシュも有効）

④避難所　・避難所ではプライバシーがない
　（着替えも授乳もできず雑魚寝　声やいびき、泣き声、大声が聞こえる）
　・行政、市役所の職員も被災者になる
　・役所の職員が避難所の運営を必ずしもするわけではない
　・行政には支援物資の手配や倒壊家屋調査を敏速にしてもらわないといけない
　（倒壊家屋調査後でなければ、再建の援助を受けれない）　罹災証明がないとダメ
　・避難所生活では子供や女性への暴力（性暴力）が多数起きていた
　・子供と女性は一人で行動してはいけない

まとめ

①大きな災害が必ず来ることを認識
②命を守ることが重要
③命をつなぐ準備と工夫
④避難所で生活しないような準備をしておく
⑤自助と地域との共助そして民間の協力
⑥災害後の生活再建に必要な知恵を備える

地域のハザードマップを知る
津波浸水域を知る
（浜名湖から花川を上ってくるかもしれない）

新浜松駅にて広報活動　令和7年6月18日

浜松市中央区更生保護

浜松市中央区
保護司会会報誌
―第4号―

更生保護の充実に向けて

浜松市長　中野祐介

中央区保護司会をはじめ、更生保護活動に携わっていらっしゃる皆さまには、日ごろより、犯罪や非行のない明るい社会づくりのために、ご尽力いただいておりますことに、深く感謝を申し上げます。

現在、全国的に見ても、刑務所や少年院など矯正施設を出所した人の中で、再び罪を犯してしまう人が相当数おり、令和5年は、出所後から2年未満で再犯に至った人は、再犯者のうち5割以上を占め、これは更生保護における課題のひとつであると認識しております。背景には、孤立や貧困、依存症、家庭環境など、個々が抱える複雑な要因があり、単なる指導だけでは社会生活を送るのが難しい現実があります。

こうした中、社会の中で生き直すための「居場所」をつくり出すことが、これまで以上に重要になっています。

そのような中、保護司の皆さまの日々の寄り添い、温かい眼差し、根気強い励まし等の地道な活動は、社会復帰を目指す方々にとって、大きな支えとなっており、地域社会の安全と安心に寄与するとても重要なものであります。保護観察処分を受けた少年の約7割は、改善更生が認められて、保護観察を途中で解除されています。これらは、保護司の皆さまの活動によって、再犯が抑えられているということの表れではないかと考えます。

本市におきましても、令和5年3月に国が策定した第二次再犯防止推進計画に基づき、関係機関と連携して、刑を終えて出所した人等への社会復帰に向けた就労支援、保健・福祉サービスの提供支援、地域における孤立を防ぐための相談支援・居場所づくりなどの取組みを進めております。

再犯防止は、行政だけでなく、地域、家族、企業、司法等あらゆる関係者が力を合わせなければ成しえないことだと思います。

今後も「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、市民の理解や関心を深めるため、広報・啓発活動を進めてまいります。

日頃のご努力に重ねて感謝申し上げますとともに、更生保護の充実のため、引き続き皆さまのご支援とご協力を心からお願い申し上げます。

※西支部だより※

自主研修（視察研修）　R7／9／29

「より充実した視察研修に」

西支部令和7年度の自主研修は、名古屋地方裁判所での傍聴と笠松刑務所の視察研修でした。「今年も刑事事件の公判と傍聴を」「更生に向けた刑務所での取組を見聞したい」という参加者の思いや期待を裏切らない、有意義な視察研修となりました。

名古屋地方裁判所では、今回は刑事事件の公判が3件のみと限られ、開廷時刻の重なりもあって思うように傍聴することが難しくなりました。しかし、無駄なく淡々と進行する法廷の張りつめた雰囲気の中で、罪状を読み上げられたり、判決を下されたりした時の被告人の胸に去来するものや行く末を推し量ることができました。

女子刑務所である笠松刑務所では、出所後の安定した生活のために、規律正しい生活習慣を身に付けさせる取組や手に職を付けるための様々な訓練の実態を、受刑者の実際の動きを見ながら体感することができました。

課題として、限られた時間と費用の中で視察研修を充実させることの難しさがあります。保護司の活動を充実させるための前向きな研修ですから、特に費用面で交通費が補助される制度があれば有難く思います。現状ではこれまで実施してきた形での視察研修の継続は不透明で、異なる形での自主研修を模索していかなければなりません。

第75回〝社会を明るくする運動〟浜松市中央区保護司会西支部作文コンテスト

令和7年度の作文コンテストが行われ、中央区西支部管内の小中学生合わせて607作品の応募がありました。応募の中から区長賞2名、会長賞4名の受賞が決まりました。表彰式は、10月9日浜松市中央区雄踏文化センターで区長をはじめ保護者、西支部の保護司の皆様の見守る中、盛大に行われました。

受賞された皆さんの作品に込められた「人への優しさ、思いやり」は、犯罪を出さない地域社会を築いていこうとする思いが表れていてとても感動しました。

受賞者

・区長賞

浜松市立入野小学校　5年　稲垣　匠
浜松市立入野中学校　3年　野口　心

・会長賞

浜松市立雄踏小学校　6年　中村栞莉
浜松市立雄踏小学校　6年　山内優聖
浜松市立湖東中学校　2年　浦岡愛佳
浜松市立雄踏中学校　3年　谷田莉菜

保護司等中央研修会に参加して　R7／9／24

保護司　山下竹志

貴重な講演を拝聴し、保護司活動を振り返る機会となりました。

講演の演題は「西鉄バスジャック事件の被害者になって考えたこと～加害者も以前は被害者だった～」講師は、実際の被害者の山口由美子氏です。

平成17年5月に起きた事件で、バスの中の様子、被害者の気持ち（自分も変わった）、加害者の生い立ち、少年法改正について話されました。

講演を聴く中で、8月に視聴したオンライン講演会「トラウマ」を思い浮かべました。この研修は多くの保護司が視聴することができ、保護司の更生保護活動（面接等）に活かせればとも思います。保護司専用ホームページで録画動画配信を行い、都合の良い時間に見られるメソッドを作れればいいと思いました。

「更生保護」10月号で、「保護司の役割として加害者が地域社会の中で受け入れられ、安全と安心を確認できる『こころの居場所』となることだ」と記載されていました。ならば保護司は加害者の「こころの居場所」を意識して作っていく必要があります。そのためにも心の問題の研修は、より高度で分かり易いリモートによるオンライン研修が有効だと思いました。

浜松市中央区保護司会
西支部保護司だより
西支部第2号

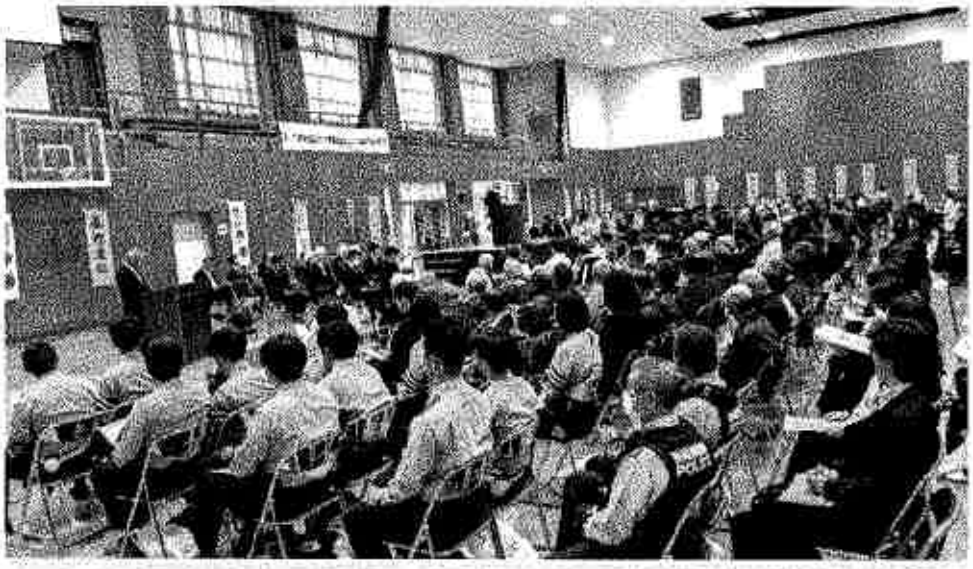

令和7年度　第53回 庄内地区暴力・飲酒運転追放と青少年健全育成
総決起大会　庄内協働センターにて　令和7年10月31日

あなたの背景にあるものを教えて

静岡保護観察所浜松駐在官事務所
保護観察官　和田美祈

皆さん、こんにちは。私の出身は神奈川県藤沢市ですが、これまで仙台と新潟で勤務し、令和6年4月に浜松に転勤して参りました。転勤族の醍醐味は、その土地のものを時間をかけ旅行気分で満喫できることだと感じます。西支部には、浜名湖、舘山寺、弁天島、うなぎパイファクトリー、ぬくもりの森と、浜松を象徴する名所がこんなにも存在するのですね。もちろん何れも巡り、それぞれにそれぞれの角度から魅了されました。

そんな海も山も湖もある西支部について、担当の保護観察官として感じる特徴は、まさしく「多様性」です。自営業の人、外国にルーツをもつ人、日を引くタトゥーを入れている人、大麻に肯定的な考えをもつ人等、様々な人々とお話ししました。保護観察の核は面接による働き掛け、つまり対話だと考えていますが、そうした人たちの話を聞いているとこの仕事をしていなかったら知ることもなかったであろう世界が広がっていきます。そして質問を重ね共に紐解いていくうちに、「だから今のあなたがこう存在しているのですね。」と合点がいきます。全ての物事には「背景」「理由」があるのだと、仕事を離れた場面でもよく考えるようになりました。私が面接で相手に与えることができるものはごくわずかだったと思いますが、私は面接を通し多くのもの、多角的な考え方や多様な価値観等を、与えてもらいました。

西支部内で今一番のお気に入りは、舘山寺の看板犬であるラブラドールレトリバー「ブラン」くんです。これには私自身の背景があります。私が生まれたとき、両親は既に犬（ビーグル）を飼っていました。一人っ子ですが、姉や妹のような犬がいたことで、寂しさを感じることはなく、口の堅い犬だけに話せることもありましたし、家族がバラバラになってもつないでくれたのは犬でした。それなので、私にとって犬は特別なのです。皆さんの大切にし続けたいもの、そしてその背景にあるものは何でしょうか？

西支部活動 あ・れ・こ・れ

イオン志都呂店　R7.7.6

“社会を明るくする運動”

JR舞阪駅　R7.7.1

入野地区福祉祭り　R7.9.28

作文コンテスト表彰式　R7.10.9

雄踏ふれあい広場　R7.11.8
更生保護女性会バザー

庄内地区総決起大会　R7.10.31

視察研修　R7.9.29
名古屋地方裁判所
笠松刑務所

西支部役員会 毎月第1木曜日開催

西支部定時総会　R7.4.24

定例研修会 年3回実施

※西支部オンライン講習会R7.8.20　その他保護司関連大会等参加

第75回 "社会を明るくする運動" 西支部作文コンテスト

今年度は、浜松市中央区西支部管内の小学校8校、中学校7校から、607名の作品の応募がありました。多数の参加者に厚く感謝いたします。

応募作品については、9月18日に審査会が行われ、次の皆さんが区長賞、会長賞を受賞されました。

尚、表彰式は10月9日、浜松市中央区雄踏文化センター大会議室において行われました。

受賞者

◇区長賞

「明るい社会ぼくたちの手で」
浜松市立入野小学校　5年　稲垣　匠

「最大の敵は孤独感、優しい街に向けて」
浜松市立入野中学校　3年　野口　心

◇会長賞

「あいさつで笑顔ある生活に」
浜松市立雄踏小学校　6年　中村　栞莉

「僕にも出来る社会を明るくする方法」
浜松市立雄踏小学校　6年　口内　優聖

「一人一人と意識すればきっと社会は変わる」
浜松市立湖東中学校　2年　浦岡　愛佳

「社会を明るくするために」
浜松市立雄踏中学校　3年　谷田　莉菜

令和7年度 第53回 庄内地区暴力・飲酒運転追放と青少年健全育成総決起大会 令和7年10月31日 庄内協働センター

庄内地区暴力・飲酒運転追放と青少年健全育成総決起大会は、舘山寺温泉や庄内地区から暴力を追放しようと始まりました。途中、コロナ禍などによる中止はあったものの、およそ半世紀にわたり続いてきました。

この日は、あいにくの天気のため舘山寺温泉へのパレードは中止となりましたが、庄内地区各自治会代表や舘山寺温泉観光協会役員をはじめ、庄内中生徒、浜松西警察署員、地域の保護司、民生委員、交通指導員など、およそ四百人が庄内協働センター体育館に集まりました。

総決起大会の中では、庄内中生徒代表による「暴力追放と健全育成の訴え」がありました。庄内中校区の実態を踏まえて、よりよく成長しようとする決意が込められたすばらしい発表でした。

次に、舘山寺観光協会代表による「大会宣言…庄内地区から暴力を追放しよう。交通ルールを守り、飲酒運転を追放しよう。青少年の健全育成に地域全員で取り組もう。」の発表がありました。

最後は庄内中吹奏楽部と静岡県警察音楽隊による演奏がありました。舘山寺温泉に向けてのパレードは叶いませんでしたが、体育館いっぱいが拍手で包まれ、懐かしい曲に思わず口ずさむなど、参加者を巻きこむ演奏が披露されました。

庄内地区では、「地域全体で子供たちを育てよう」という意識が高く、今回の総決起大会をはじめ、健全育成会の活動や、庄内学園や村櫛小学校、地元の幼稚園こども園等を支える活動が積極的に行われています。

庄内地区における保護司の活動については、地域の民生委員や主任児童委員との連携を深め、児童生徒の健全育成に努めているのが、特長の一つです。

しずおか薬物よろず相談会に参加して

保護司　原田英俊

令和7年10月3日、静岡保護観察所浜松駐在官事務所にてビリーブ（薬物依存症を考える家族の会）浜松ダルクを講師として薬物依存に関するDVD視聴、講師による講話、参加者（引受人等）との座談会、薬物問題に関する相談機関の紹介等が行われました。

今回、保護司の立場として参加するにあたり、現在薬物事案対象者を担当している事、薬物依存から脱却する為には家族（引受人）の協力が不可欠な事と考え、引受人に参加を促しました。参加しにくい気持ちも理解できたため私も同席する事で理解や信頼を得ることができました。対象者のみならず引受人にも寄り添い親身に相談に乗り、対象者、引受人、観察官、保護司が一体となる事が薬物依存からの脱却の最善の行動だと思いました。

浜松ダルクの講話は、覚醒剤使用後の多幸感や高揚感、後々の社会生活に影響を及ぼす恐ろしさ、大麻使用に関しても薬物依存症の苦しみなど、薬物使用経験のない参加者にとって理解を深めるお話でした。

ビリーブの講話は、薬物依存症の家族を持つ者としての辛さ、対処方法等でした。ご自分が大変な生活の中にいるのに他人の対象家族を助ける優しさには感銘を受けました。

今回の参加で2回目ですが、日本から違法薬物を根絶する活動の重要さを再認識しました。

令和7年度 静岡県更生保護協会への賛助金「ご協力ありがとうございました」

（五十音順）

荒川釣具店／㈲津山製茶㈱／遠州信用金庫雄踏支店／海老仙㈱／㈱小楠金属工業所／(医)和恵会湖東病院／佐鳴建材㈱／㈱敷島屋／宿廬寺(小原孝雄)／㈳白梅福祉会／新村祐二郎(新村医院)／㈱静岡銀行雄踏支店／スーパーサイトー／西誠㈱／㈱太洋サービス／(医)愛生会竹内内科眼科クリニック／㈱浜建／㈱浜名湖相兼水産／浜名湖食品㈱／浜名湖生コン㈱／浜名漁業協同組合／浜松西テクノ協同組合／藤野建設㈱／㈱舞坂石材／丸竹窯業㈱／㈱丸半堀江商店／㈱マルマツ／㈱ミナミ／宮崎建設㈱／陽報寺(今井正寛)／龍雲寺(木宮行志)／㈲ワイエフプランニング／個人(2名)

※更生保護協会とは、更生保護活動を推進するため、民間の立場から支え援助する目的で設立した更生保護法人です。

被表彰者紹介

受賞　おめでとうございます

◇令和7年度静岡県健康福祉大会

令和7年1月21日
グランシップ（静岡市）

・静岡県社会福祉協議会会長表彰
山田敏　小池象司
豊田宏　鈴木孝一
柴田成敏

◇令和7年度静岡県更生保護顕彰式典

令和7年12月4日
グランシップ（静岡市）

・全国保護司連盟理事長表彰
山下竹志　石津敦子
・静岡県知事褒章
鈴木早苗
・関東地方保護司連盟会長表彰
鈴木幹夫
・静岡保護観察所長表彰
秋田信浩
・静岡県保護司会連合会長表彰
藤田但幸　山田利明
賀茂積治　楠野正人

◇第48回浜松市社会福祉大会

令和8年1月29日
浜松市福祉交流センター

・浜松市社会福祉功績者表彰　中島良子
・浜松市社会福祉協議会会長表彰　寺田佐千代

編集後記

地域の皆様に、西支部の保護司活動をお伝えできることをとても嬉しく思います。これからも情報を発信することで、地域の皆様との絆が深まるよう努めていく所存です。

“社会を明るくする運動”

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

保護司さんってどんなことをしているの?

詳しくは、うらを見てください。

人はみな、
生かされて
生きてゆく。
更生保護ネットワーク

“社会を明るくする運動”　浜松市中央区保護司会中支部

あなたも更生保護を支える仲間になりませんか? 保護司の他にも更生保護女性会、BBS会、協力雇用主など様々なボランティアがあります。
興味がある方は**静岡保護観察所（054-253-0191）**にお問い合わせください。

保護司は犯罪や非行をした人の立ち直りや地域の犯罪予防に日夜取り組んでいます。

■ 保護司とは

更生保護活動に携わる民間のボランティアです。

保護司は保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員です。ただ、ボランティアなので給与は支給されません。保護司になるためには、社会的信望がある等、保護司法に規定された条件を満たす必要があります。任期は2年で（78歳未満再任可）、全国で約4万7,000人が活動しています。

■ 保護司はどんなことをしているの？

保護観察、生活環境の調整、犯罪予防活動等を行います。

保護観察となった人と定期的に面接し、生活状況などについて話し合いながら助言や指導を行います。

保護司は民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性をいかしながら、犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、地域の犯罪予防活動に取り組んでいます。
例えば、保護観察官と協力しながら、保護観察中の人と月に数回面接をし、生活状況を見守ったり相談にのったり指導したりします［保護観察］。相談にのると言っても、時には就職支援のためハローワークに付き添ったり、家族との折り合いが悪ければその間に入って調整をしたりと活動の仕方は様々です。また、刑務所や少年院に入っている人の家族等（引受人）に会い、矯正施設出所後の生活の見通しについて話を聞いたりもします［生活環境の調整］。

■ 保護司会とは？

地域のネットワークづくりや犯罪予防活動等を行い、保護司活動を支えるための組織です。

主に市区町村を単位とする地域ごとに、保護司によって構成される保護司会が組織されています（全国に約900）。保護司会は、保護司法に定められた組織であり、地域におけるネットワークづくりや保護司研修の実施、"社会を明るくする運動"等の犯罪予防活動等を行っています。

保護司組織図

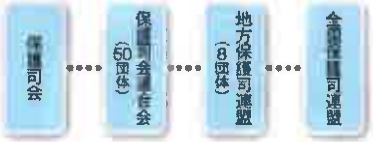

明るい家庭や地域づくりを目指し、小学校での挨拶運動等、様々な取組を行っています。

"社会を明るくする運動"

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

罪を犯した人の立ち直りを「おかえり」のこころで見守っていく。"社会を明るくする運動"は、法務省が主唱している運動で、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人の立ち直りについて理解を深め、犯罪や非行のない社会を築こうとする運動です。罪を犯した人の立ち直り支援だけではなく、犯罪や非行を生まない地域づくりのための啓発活動も保護司の大切な職務の1つです。

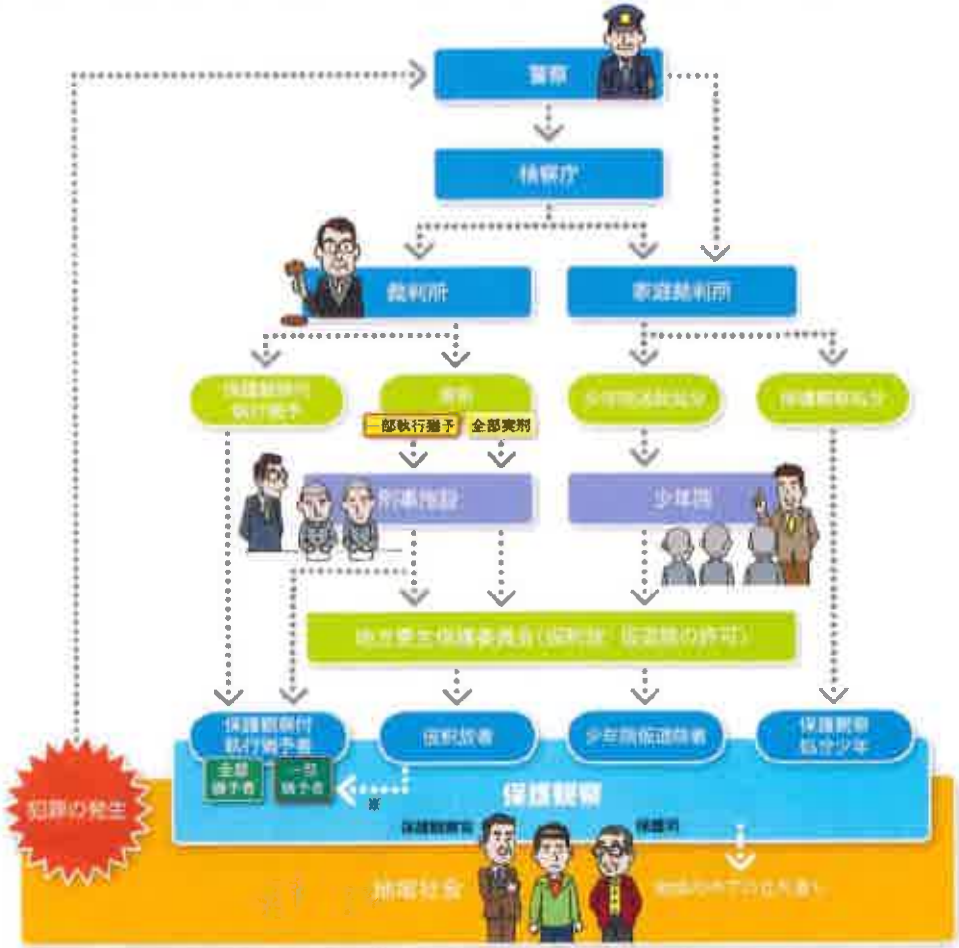

※保護観察付一部猶予者が仮釈放を許された場合は、仮釈放中の保護観察が終了した後、一部猶予期間中の保護観察が開始されます。

■ 保護観察とは

地域の中での生活を通して、再犯を防ぎ、犯した罪から立ち直りを図るための制度です。

更生保護女性会員　BBS会員　協力雇用主　更生保護施設

犯罪や非行をした人が、地域の中で生活をしながら、保護観察官や、地域のボランティアである保護司の指導・助言を受け、立ち直りを図ろうとする制度です。保護観察の期間中は、定期的に保護観察官や保護司による面接を受け生活状況を報告し、転居の際には保護観察所長の許可を得る等の約束を守る義務があります。

■ 保護観察官とは

専門的知識に基づき、更生保護や犯罪予防に関する事務を行います。

保護司と協働して、保護観察等を行う、法務省の国家公務員です。全国8か所の地方更生保護委員会や50か所の保護観察所に、約1000名の保護観察官が勤務しています。

【 入野三村 土砂災害警戒区域図 】

◇ 黄色で囲まれた区域（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれがある区域」です。

◇ 土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の斜面や避難場所などをよく確認してください。